

第百一回国会 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第二十二号

昭和五十九年七月五日(木曜日)

午後一時六分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 上草 義輝君 理事 衛藤征士郎君

理事 田名部匡省君 理事 玉沢徳一郎君

理事 小川 国彦君 理事 日野 市朗君

理事 吉浦 忠治君 理事 稲富 稜人君

小里 貞利君 太田 誠一君

鍵田忠三郎君 佐藤 隆君

鈴木 宗男君 高橋 辰夫君

月原 茂皓君 野呂田芳成君

羽田 孜君 保利 耕輔君

三池 信君 三ツ林太郎君

山崎平八郎君 上西 和郎君

島田 琢郎君 田中 恒利君

細谷 昭雄君 松沢 俊昭君

安井 吉典君 駒谷 明君

斎藤 実君 水谷 弘君

神田 厚君 滝沢 幸助君

玉置 一弥君 津川 武一君

中川利三郎君 中林 佳子君

出席國務大臣

農林水産大臣 山村新治郎君

出席政府委員

農林水産大臣官 角道 謙一君

農林水産省經濟 佐野 宏哉君

局長 森実 孝郎君

農林水産省構造 小島 和義君

改善局長 松浦 昭君

農林水産省農畜 野々内 隆君

園芸局長 松浦 昭君

食糧庁長官 野々内 隆君

通商産業省基礎 産業局長

委員外の出席者

議員 松沢 俊昭君

大蔵省主計局主 小村 武君

計官 厚生省保險局保 伊藤 卓雄君

險課長 厚生省年金局年 山口 剛彦君

金課長 農林水産委員会 矢崎 市朗君

調査室長

委員の異動

七月五日

補欠選任

島田 琢郎君

新村 源雄君

神田 厚君

菅原喜重郎君

津川 武一君

同日

補欠選任

島田 琢郎君

新村 源雄君

菅原喜重郎君

津川 武一君

同日

補欠選任

島田 琢郎君

新村 源雄君

菅原喜重郎君

津川 武一君

同日

補欠選任

島田 琢郎君

新村 源雄君

菅原喜重郎君

津川 武一君

同日

補欠選任

島田 琢郎君

新村 源雄君

菅原喜重郎君

津川 武一君

同日

補欠選任

情書(四国四県議会議長代表香川縣議

會議長六車安助外三名)(第三六七号)

農畜産・酪農經營の改善強化に関する陳情書

(岩手県下閉伊郡山田町議會議長福士弥兵衛)

(第三六八号)

水田利用再編対策の推進に関する陳情書(四国

市議會議長高松市議會議長浅倉勝)(第三

六九号)

昭和五十九年度畜産物価格等に関する陳情書

(北海道議會議長三上勇)(第三七〇号)

蚕糸・畜産業の振興に関する陳情書(関東甲信

越一都九県議會議長代表東京都議會議長田辺

哲夫外九名)(第三七一号)

昭和五十九年度産サトウキビ最低生産者価格に

関する陳情書(那覇市泉崎一の二七の二三高原

久男)(第三七二号)

林業振興に関する陳情書外一件(函館市議會議

長出町國義外一名)(第三七三号)

近海漁業の經營安定対策に関する陳情書(四国

市議會議長高松市議會議長浅倉勝)(第三

七四号)

ハマチ養殖事業の安定化対策に関する陳情書

(四国市議會議長高松市議會議長浅倉勝)

(第三七五号)

奈良県における畜場建設計画反対に関する陳

情書(大和郡山形市丹後庄町中川義隆)(第三七六

号)

は本委員会に参考送付された。

七月二日

米の輸入反対等に関する請願(津川武一君紹介)

(第七二五号)

は本委員会に付託された。

七月三日

農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する陳情

書外二件(日向市議會議長三樹光男外一名)(第

三六六号)

農畜産物の輸入自由化・枠拡大対策に関する陳

情書

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八

名提出、衆法第二八号)

総合食糧管理法(安井吉典君外八名提出、衆

法第二九号)

農民組合法案(安井吉典君外八名提出、衆法第

三〇号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

米の安全性と需給安定に関する件

○阿部委員長 これより會議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進

めます。

この際、玉沢徳一郎君外四名から、自由民主

党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公

明党・国民會議、民社党・国民連合及び日本共産

党・革新共同の共同提案による米の安全性と需給

安定に関する件について決議すべしとの動議が提

出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。玉沢徳一郎

君。

○玉沢委員 私は、自由民主党・新自由国民連

合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、

民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代

表して、米の安全性と需給安定に関する件の決議

案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

米の安全性と需給安定に関する件(案)

最近における米の需給ひっ迫に際し、政府は

過剰処理の対象としてきた昭和五十三年産米を

主食用としても売却するにいたったが、昭和五

十三年産米は、たび重なるくん蒸によって臭素

の残留が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

の懸念が明らかとなり、加工原材料用米の不足

が予測されるにいたったことから、政府は、韓国産米の充当によつてこの事態に対応するといふ方針を決定した。

本委員会は、このような事態に対処するため、米問題を農政上の最重要課題として取り上げたが、これに対応する政府の具体的施策は、未だ必ずしも十分でないのが現状である。

また、米の需給が逼迫し、国民の食糧行政に対する不信と不安を招いたことは、まことに遺憾である。

よつて政府は、このような事態を招いた責任を厳しく反省し、このような事態を二度とくりかえすことのないよう左記事項の実現を図り、食糧行政に万全を期すべきである。

記

一、多年にわたる農産のくん蒸の結果、昭和五十三三年産米において五〇PPMを超える臭素の残留する米が相当量に達しているという現状にかんがみ、これについて早急に完全な検査を行い、今回定められた基準を超えるものについては、主食用、加工原材料用として市場においても販売されることのないよう措置すること。

また、暫定基準についても国民食糧の安全性の確保の観点から法律上の基準とすることを検討すること。

二、国民の主食用であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給を外国からの輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による自給の方針を堅持すること。

三、米の需給事情のひっ迫にかんがみ、今後の需給操作に万全を期するとともに、米の需給事情に的確に対応しつつ、需給計画について必要な見直しを行い水田利用再編第三期対策の転作面積の緩和については弾力的に対処すること。

四、ゆとりある需給計画のもとに国民の主食用の安定供給を確保するため、不測の事態に備え

た米の適正な在庫の増進を行い、備蓄体制の確立に努めること。

右決議する。

以上の決議案の内容につきましては、本委員会に中曽根総理大臣の出席を求めるなど、四日間にわたる集中審議を通じ、委員各位の十分御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○阿部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し、討論の申し出がありますので、これを許します。日野市朗君。

○日野委員 私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の各党を代表いたしまして、本決議案について意見を申し述べます。

これまで米政策をめぐる大きな二つの流れがあったのであります。一つは、米の生産力を抑制し、水田利用再編対策を進め、低米価政策を貫こうとするものでありました。もう一つは、長期的国内食糧自給の見地から、生産力を維持し、減反には反対し、米価引き上げを主張するものでありました。このような大きな二つの流れが相交わることなくこれまで論争を続けてきたところでありましたが、このたび韓国米輸入の事態を迎えて、本委員会においては四日間にわたる集中審議を行い、真摯な議論を行った結果、本決議を取りまとめるに至ったのであります。

この決議を取りまとめるに至るまでには、各党それぞれ見解を持ちながら、お互いに痛みを分かち合い、同時に、二つの相反する政策が今ここで交錯し合う場を持ったというべきでありまして、ある意味においては、歴史的な決議と言つてもよろしいのではないかと思います。この決議は、各党互いに不満を残しながらの和解であります。行政担当者としては、この決議案が生まれるまでの苦悩を思い、決議を十分に尊重していただ

きたいと思つております。

この決議に文章化されなかったとはいえ、次の諸点が真剣に考慮されたということ、このことを行政担当者には銘記をしていただきたいというふうに思ひます。

まず一つは、米の過剰時代というものは既に去つたのではないかと認識であります。現に韓国米を日本に持ち込むという事態が発生しているわけでありまして、この韓国米を日本に持つてくるといふことは、名義のいかんを問わず、他国の米が生産調整を行っている日本に入ってくるということを意味するのであります。政府の外国米輸入は行わないとする答弁とは食い違つているのであります。まことに遺憾であると言わなければなりません。

次に、いわゆる減反政策及び低米価政策でありましたが、米の生産力を余りにも低下させてしまつたといふことについて、我々は深い反省をしなければならぬと思ひます。世界の食糧事情を見ても、今我々日本は飽食の時代を生きているのであります。いつ飢饉が我々を襲うかというおそれは、我々は常に心していなければなりません。それに対する備えは常に万全でなければなりません。国民が営々たる努力をもつてつくり上げてきた生産基盤を縮小するといふことはまことに愚かなことではなからうかと思ひます。減反政策、低米価政策、これは変更されるべきではないかと思ひます。

この審議の過程を通じて非常に大きな問題点となつたのは、他用途利用米の制度であります。そして同時に、青刈り稲を完熟させるべきであるとの議論も激しくなされました。そして他用途利用米及び青刈り完熟米については、これを主食用として買い入れる施策をとれという主張が強力になされたところでありまして、やがて米については、主食用についてすら事を欠くという事態は決して架空のものではないといふことを我々は認識せざるを得ないと思ひます。

立すべきであるという議論も真剣になされたところでございます。

さらに、五十三三年産米の処置につきましては、いささかも国民に健康上の不安を与えてはならないといふのが我々の共通の認識であります。これをいかに誠意を持って処理するかということについては、行政は非常に大きな責任を課せられたと言つてよろしからうと思ひます。

今、各地で米価大会が行われております。いずれも外米の輸入に抗議をし、米価の引き上げを強く求めるものであります。また、農業団体も、米政策への激しい憤りを表明しているものであります。この農政当局者と生産者との乖離は、日本の国にとつてまことに不幸なことと言わなければなりません。この分裂している国論、これを速やかに統一する必要があるかと思ひます。

この決議は、国論の統一、それに向けて一つの指針を与え得るものである、こういうふうに見えるのであります。農水省は十分にこの決議を尊重し、その精神を酌んで今後の農政の展開を行われない、このように思ひます。

よつて、この決議には賛成をいたします。(拍手)

○阿部委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

玉沢徳一郎君外四名提出の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿部委員長 起立総員。よつて、本動議のごとく決しました。

この際、ただいまの決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。山村農林水産大臣。

○山村農林水産大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、今後鋭意努力してまいります。

○阿部委員長 なお、ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の取り扱いに

つきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○阿部委員長 次に、内閣提出、参議院送付、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山村農林水産大臣。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山村農林水産大臣 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

肥料価格安定等臨時措置法は、肥料の価格の安定を図るため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備するものとして、昭和三十九年に制定されたものであります。自來、今日に至るまで、肥料の価格の安定及び肥料の輸出調整を通じて、農業及び肥料工業の発展に多大の貢献をしてまいりました。

この法律は、昭和五十九年六月三十日までで廃止するものとされておりますが、最近における我が国の農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料の価格の安定を図るため、なおこの法律を存続する必要があると考えられます。

すなわち、農業においては、農産物需給の緩和、諸外国からの市場開放の要求の高まり等内外の厳しい状況に対処する必要があるため、このため、土地利用型農業の体質強化等により農業の生産性の向上を推進するとともに、昭和五十

九年度から実施される水田利用再編第三期対策等により、地域の実態に即しつつ需要の動向に応じた農業生産の再編成を進めることとしております。これらの施策を強力に推進し、あわせて農家所得の確保を図っていくためには、農業生産の基礎資料である肥料の価格を安定させることが従来にも増して必要となっており、現行の価格取り決め措置の存続が強く要請されております。

一方、肥料工業は、累次の石油危機による国際競争力の低下等によって構造的に困難な状況に陥っております。このため、特定不況産業安定臨時措置法に基づく諸対策に引き続き、昭和五十八年から、特定産業構造改善臨時措置法に基づき、アンモニア、尿素等の製造業について、大幅な過剰設備の処理等を内容とする第二次の構造改善を進めていくところであります。肥料の安定的供給が確保されるためには、肥料工業の経営の安定が不可欠であり、この構造改善に加えて、現行の価格取り決め措置の存続がこの方面からも求められております。

以上申し述べました理由から、この法律が廃止するものとされる期限を昭和六十四年六月三十日まで五年間延長することとし、本法律案を提出した次第であります。

なお、肥料の輸出調整措置につきましては、肥料の輸出が大幅に減少したこと等により、日本硫酸輸出株式会社昭和五十七年に解散したことから、今回の改正に当たって、その関係規定を削ることとしております。また、これに伴い、法律の題名を肥料価格安定臨時措置法に改めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○阿部委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま趣旨の説明を聴取いたしました本案について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○阿部委員長 次に、安井吉典君外八名提出、農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案、総合食糧管理法及び農産物組合法案を一括して議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。松沢俊昭君。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案
総合食糧管理法
農産物組合法案

〔本号末尾に掲載〕

○松沢議員 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案、それから総合食糧管理法、農産物組合法案の三法案につきまして、日本社会党を代表いたしまして、提案の趣旨につきまして御説明を申し上げます。

御承知のとおり、我が国農業は、米を初め果樹、牛乳、豚肉など主要な農産物に対して生産調整が強化され、生産農民は、厳しい生活の中で農

業の将来に深刻な不安を抱えているのであります。しかも、これに追い打ちをかけるように貿易摩擦解消を理由としたアメリカの圧力に屈し、オレンジ、牛肉の輸入枠を大幅に拡大したのであります。この政府の措置は単なる輸入枠の拡大にとどまらず、実質的な自由化への道を開いたものと言わざるを得ませんし、我が国農業に深刻な打撃を与えています。

こうした我が国の農業縮小、合理化の方向の中で、我が国の食糧自給率、中でも食糧の基本とも言うべき穀物自給率は年々低下の一途をたどり、先進工業国でも例を見ない三〇％を割るような事態を迎えているのであります。しかも、我が国の食糧の柱とも言える米は、十数年にわたる減反政策の失敗と四年連続の冷害害によって需給が逼迫し、本年の端境期は、韓国米の輸入や本年産の米の早食いによって乗り切らなければならない状態に入っております。このため、本日、本委員会では米の安全性と需給安定に関する決議がなされたことは御承知のとおりであります。しかも、本年も気象庁の長期予想によれば冷害は必至と言われ、それが現実となった場合、米不足はますます深刻化すると見なければなりません。八〇年代は食糧の不安定時代を迎えると言われているとき、生産農民が農業生産に希望を持ち、食糧自給率の向上を図り、国民に食糧を安定的に供給することが我が国の最重要課題であり、さきに本院で与野党一致可決された食糧自給力強化に関する決議を具体化する方向でもあります。

このため、我が党はかねてより食糧自給促進と備蓄のための農業生産振興法案をもって食糧自給率向上のための計画的農業生産と備蓄を図り、総合食糧管理法をもって米麦に飼料穀物を加え生産者価格を保障し、適正な流通管理に当たり、農民組合法案をもって生産農民が希望を持って農業生産に従事できるよう団結権と団体交渉権を保障するなど総合的な法体系を整備して、さきの国会に提案いたして御審議をお願いしておりましたが、解散、総選挙のため廃案となりましたが、我が国農

業をめぐる情勢はますます厳しく、農業再建、食糧自給向上のため再び提案いたす次第であります。

以下、三法案の趣旨を御説明いたします。

第一に、食糧自給促進と備蓄のための農業生産振興法案であります。その基本的な考えは、目的でも明らかなように、国民の主要食糧を長期的・安定的に供給するために計画的生産を行うことにあります。そして、主要食糧とは、米・麦等穀類を初め畜産物、果樹、野菜等国民の基本食糧としております。そして、基本食糧であります穀物自給率を十年計画で七〇％まで高めることを前提としております。このため、国、都道府県、市町村段階でそれぞれ農畜産物の自給促進と備蓄計画を年次別に定め、それによって農業生産体制の整備強化を図り、また、食糧の備蓄は、米・麦類の食用穀物は消費量の六カ月分、飼料穀物は三カ月分とし、もって国民に対する主要食糧の安定的な供給を保障することとしております。

次に、総合食糧管理法案であります。

第一は、本法案で管理する主要食糧は、米穀、麦類のほか、トウモロコシ、コウリヤン等の食糧とし、総合食糧管理体制を整えることとしたこととあります。これは、国民の食生活の変化により動物性たんぱく質の摂取が増加し、その家畜飼料となる穀類を野放しにしておくことができない状況になってきたとの判断によるものであります。

第二に、米穀の管理制度を民主化したこととあります。まず米穀の政府買い入れにつきましても、生産振興法によって定めるところによって生産された米穀は生産者の売り渡し申し込みに応じて買い入れなければならないものとし、その買い入れ価格は農民組合法によって設立された農民組合の代表と政府との協議によって定めるところとしております。その協議が難航した場合は価格等調整委員会であつて、調停、仲裁により決定することとしております。また、米穀の売り渡しにつきましても、食料用として売り渡す場合は、配給計画に従って売り渡し、その価格は家計の安定を

図ることを旨として定め、国会の承認を受けるものとしております。飼料用として売り渡す場合には、畜産業の安定を図ることを旨として定めることとしております。

第三は、米穀の需給が逼迫し供給が困難になった場合、生産者に対し生産した米穀を政府に売り渡すべきことを勧告することができ、勧告に応じ政府に米穀を売り渡した場合、出荷協力交付金を交付することができるものとしております。

第四は、麦、大豆、トウモロコシ、コウリヤン等の管理制度を新設したこととあります。その買い入れ、売り渡し、生産者価格の決定につきましてもは米穀の方式を準用するものとし、特に飼料用につきましてもは、畜産経営の安定を図ることを目的としております。

第五は、政府みずから行う主要食糧の輸出入は総合食糧審議会の意見を聞くものとし、輸入に当たっては国内生産を阻害することのないよう、また輸出に当たっては開発途上国の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行うよう規定の整備を図ったこととあります。

次に、農民組合法案であります。まず第一に、本法案の目的にもありますように、農民が団結し自主的に農民組合を組織し、農産物を初め、農業用資材の価格を団体交渉によって定めることとし、農民の社会的・経済的地位の向上を図ることを目的としております。

第二に、農民組合は、市町村区域の農民組合、都道府県区域の都道府県農民組合連合会、全国区域として全国農民組合連合会を組織する三段階制をとっております。

第三に、農民組合には法人格を与え、登記するとともに、行政庁の認可を受けるものとし、社会的地位を明確にしたこととあります。

第四は、交渉等の事業として、まず組合員が生産する農産物の価格について、政府・地方公共団体またはこれに準ずる者との交渉、また、社会的、経済的地位の向上を図るための交渉を行える

ようにしたこととあります。また、政府等の管理農産物以外についても、価格、取引条件等について団体協約を締結できるとし、農業用諸資材の価格、取引条件等についても同様の措置をとれることとしたこととあります。政府管理農産物については、総合食糧管理法によっても明らかなように農民組合との団体交渉によって決定されることになっておりますが、他の農産物、農業用資材、社会的、経済的地位向上のための団体交渉につきましても、当該事業者等は誠意を持って応じなければならぬものとして応諾義務を課しております。

第五は、組合員の資格であります。

市町村にあっては、耕作、養蚕、または養蚕の業務を営む者、またはその配偶者、または同居の親族とし、すべての農民に資格を与えております。第六は、農民組合設立に当たつての条件であります。

まず、市町村農民組合を設立するには市町村区域内で十五人以上の発起人を必要とし、組合員資格のある者のうち都府県にあっては十パーセント、北海道にあっては三十パーセント以上の農地で耕作を営む者及び養蚕、養蚕の業務を営む者の三分の一以上が組合員とならなければならないとしております。

また、都道府県農民組合連合会、全国農民組合連合会は、資格を持つてゐる者の三分の二以上が会員にならなければならないものとしております。その他、本法案に必要な法制の整備を行つております。

以上が我が党提案の法律案の趣旨及び主たる内容であります。

何とぞ賢明なる各位から慎重な御審議を賜り、速やかに可決されるようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえります。

以上でございます。(拍手)

○阿部委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

ました。

○阿部委員長 次に、内閣提出、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中恒利君。

○田中(恒)委員 農林年金の年金額の改定に関する法律につきまして、若干御質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、今回の改正内容につきまして二つ三つお尋ねをしておきたいと思ひますが、第一は、年金額の改定を三月と四月の二つに分けて行うわけでありますが、その理由は一体どういうことなのか、この点をお尋ねをしておきます。

○佐野政府委員 お答えいたします。

農林年金の年金額の改定につきましては、従来から恩給並びに国家公務員等共済制度その他の共済制度と同様に、前年度の公務員給与の改善を基礎として実施をしてきておりまして、時期につきましては、昭和五十二年以降、昭和五十七年度は例外でございますが、それ以外は原則として四月に実施をするのを例としてきたところでございます。

昭和五十九年度におきましては、恩給の改定が実は一カ月はみ出しまして、五十九年三月から恩給が改定をされました。それに伴ひまして、共済年金のうち恩給に連動している旧法組合員期間に係るものにつきましては、これとあわせて三月から改定ということになりました。新法の組合員期間に係るものにつきましては従来同様四月からということにしたわけでございます。共済グループの一員でございます農林年金といたしましては、共済グループ全体のそういう決り方にならしまして三月、四月ということにいたしましたものでございます。

○田中(恒)委員 この農林年金の場合、旧法と新法の関係がありますので、恩給と共済の二つで従来もやっておるということでありますが、これはやはり根本的にいろいろ問題があると思うのです。最近、恩給の改正も単なる物価スライドといったようなものではなくて、制度そのもののある意味では骨格に触れるような内容も含まれておるわけでありまして、共済組合制度と要素的には違つていふことがなつていくと、共済制度を上げていくということになっていくと、共済制度そのものと本質的に触れ合う面がある。そういう意味から、国家公務員共済組合審議会などでも、余り好ましいことではない、こういう答申がなされておるわけでありまして、二つに分けるなどというふうなことではなくて、やはり一緒にやっていく、こういう形で取り組むべきである、私はこう思つておるわけでありまして、御意見はいかがでしょう。

○佐野政府委員 お答えいたします。

これは先生には全く釈迦に説法でございますが、御承知のように農林年金の制度は、農林漁業団体の職員が隣近所を見渡して、せめて村役場、町役場の職員と同じ程度の年金の制度の恵沢を受けたという大変な願望がございまして、そういう願望に支えられて厚生年金から分離独立してできた制度でございますので、宿命的に公務員の共済制度と横並びということが規矩準繩になつてくるというのは、発生の史的に見てやむを得ざるころがあるというふうに思つておるわけでございます。

そこで、農林年金が独立いたしました当時の公務員の共済制度というのは、先生御承知のように、任官しておる官吏に相当する者に対しては恩給、それからそうでない雇員の人たちに対しては共済制度があつて、そういう状態のものと横並びに制度をつくつて発足をいたしました。後ほど、共済制度の改革によつて任官をしてゐる人たちが吸収されるようになってから以降はいわゆる新法というところでございまして、それまでの期間の部分について、これを全部新法並みにしてしまつて

いうことにつきましては、私も自分でどうこうということよりも、発生的な経過から申ししましても、公務員共済の方でまずそういうことができないかどうかという問題に先に達着するわけでございます。私は、現下の情勢から見るとどうもこの問題は大変難しい問題で、ちょっと手がつけられそうには思ひにくいというのが偽らざる感想でございます。

○田中(恒)委員 それぞれたくさんありますから、一つ二つ政府の考えを聞いていきたいと思つます。

遺族年金の最低保障を八月に再び引き上げるといふことになつてゐるわけですが、これはどういう理由ですか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

これは遺族年金の最低保障額とそれに寡婦加算を足しまして、合計したものを退職年金の最低保障額と比べてみる、これが従来からいろいろな比較の仕方の一つの尺度になつておるわけでございますが、現状ではこれが八十一パーセントでございます。今上げるといふことをいたしました、その結果、今申し上げましたパーセントが実は八〇・七パーセントになるわけでございます。私も私どももいたしましては、現在のこの八十一パーセントという遺族年金の最低保障額プラス寡婦加算額の退職年金の最低保障額に対する割合、この割合は維持したいと思つて、そうするとそのためにまたちょっと最低保障額を引き上げなければいけないわけでございますが、その時期を八月ということにして、八月にもう一遍ちょっと最低保障額を引き上げまして、八十一パーセントを回復するということにしたいというふうに思つておるわけでございます。

この八十一パーセントを回復するための二度目の最低保障額の引き上げというのことは、これは元来いつやるべきものであるかというのことに付いて、さしてルールめいたものがあるわけではございませんので、最近の財政事情から見ても八月からということにさせていただかうということにしておるわけでございます。

います。この八月からということとは、各共済制度共通にそういうこととしておる次第でございます。

○田中(恒)委員 標準給与を四十二等級に区分をしております。この根拠は一体どういうことなのか。農林年金の場合、下限の該当者はどれほどおるか、お知らせいただきたいと思つます。

○佐野政府委員 お答えいたします。

標準給与と下限の決め方につきましては、農林漁業団体における組合員の現実の給与水準を適正に反映するといふことがまず基本でございます。それが、特に下限につきましては、従来から下限の該当者が全組合員の多くても一割台であるといふことを目安にして、それで同じ標準給与を採用しております私学共済とのバランスとか、国家公務員の給与とか、そういうことををにらみながら決めておるわけでありまして。

具体的には、国家公務員給与と下限でございます。行(一)の俸給表の五等級一号俸といふのを使つておるわけでありまして、行(二)の五等級一号俸が、五十八年の国家公務員給与の改定によりまして七万五千円から七万六千六百円に引き上げられたといふことで、それに合わせまして農林年金の標準給与と下限を七万五千円から七万七千円というところにいたしましたわけでございます。この七万五千円から七万七千円というのは、同じ標準給与を採用しております私学共済グループに属しております私学共済についても同様のことをやろうといひましておるわけでございます。

それで、どの程度の該当者がいるかということでございますが、五十八年度末現在で見ますと、総組合員数四十八万五千九百九十二名でございますが、その中で、今度定めようとしております新しい下限七万七千円を金額以下の者といひますのは三千三百十五名でございます。総組合員中わずかに七・七パーセントでございます。

○田中(恒)委員 三千三百十五名、〇・七パーセントと申しやるわけですが、実はこの〇・七パーセントの三千三百十五名という人が七万五千円以下ですね。農林

漁業団体の職員給与の問題は、やはり全体的に水準がまだ低い。大分接近はしてしまつたけれども、非常に低い層がまだ残されておるというところ。これは問題点なんでありまして、そういう七万五千円以下の大変低い皆さんが七万五千円を基準にした標準給与をとられると、必然的に掛金というものが高くなつていく、こういう心配が考えられるわけでありまして、この点をどういふふうにお考えになつておるか。三千三百十五名と言われるこの人たちに不当な掛金というものが出てくる、そういう心配があるように思ふのです。これはむしろ下の、例えば五万円とか五万五千円とかいう層が相当おるわけですね。相当と言つたては比率はそんなにたくさんないかもしれないけれども、現実にはおるわけですね。ところが、私学にしても国家公務員共済にしても、底値を置いたら、底値以下なのは農林年金はひとつの特異性なんです。だから、農林年金のこの四十二の等級区分の中で、もっと下げるところは下げて、そして掛金率も出して、適正な保険料を出していく、これがやはり農林年金の実態に沿つていふ方だ、こういうふうに思ふわけですが、いかがですか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

新しい標準給与と下限以下の者が本年三月末で三千三百十五名というふうな今申し上げましたのが、実は標準給与というものは、若い人にとつては、退職年金をもらふまでの間は掛金とだけリンクしてゐるので、標準給与が上がつて悪いことこそあれいいことではないと考へられがちでございますが、障害その他の場合には若いうちでも標準給与がむしろ給付とリンクする場合もあり得るわけでございます。

それから、これはかなりいろいろな方がそういうふうにおっしゃつておるのでございますが、標準給与の最下限といふのが現実には農林漁業団体の給与決定に当たつてもむしろ底上げの効果を持つておる。要するに、農林年金の標準給与と下限よりも低いというのは幾ら何でもひどいじゃない

かというようなことを団体交渉の席上おっしゃると、使用者側もぐつと詰まって、それじゃそこは多少手直ししようかというふうに働く場合もかなり多く見受けられるので、そう悪いことばかりではないのである、公平に見てそう思っている方が多いというふうに私は思っております。

それから、標準給与の下限を下回る職員が多いのは農林漁業団体の特殊事情ではないかというお話がござりますが、実は先般も私学共済の法律案が文教委員会審議されました際に、社会党の湯山先生が、ミッシヨンスクールで奉仕的に仕事をしておられるシスターの方々とかそういう例を挙げになりまして、標準給与の下限を下回る人が多いのは私学共済の特色であるということを力説をしておられました、私は、必ずしも農林漁業団体に限ったわけではない、農林漁業団体の場合の三月末現在で〇・七％というのは、無視していいとは思っておりませんけれども、そう多い数字ではないというふうに思っております。

○田中(恒)委員 湯山さんのことを言われるとこつちも痛いんだけれども、ミッシヨンスクールの奉仕的なあれで、いろいろ言ったって常識的に農林漁業団体、特に森林組合とか、農協は最近多少あれしておるらしいけれども、それでも弱小農協、それから漁協、こういうところへ行きますと田舎の端で、給与水準は非常に低いんですよ。これはお調べになったら数字は出てくると思います、いろいろ言ったって学校などは国の管理体系の中に入っているのですから、私はやはり農協等いろいろな難務をしていらっしゃるというところの方がずっと低い人がたくさんあると思うのです。問題は、実際に沿ってやってあげられた方が、局長のように人のいいのは、これだけ最低のあれがあるのだからそこへそろわなければいかぬじゃないかと言っている経営者を追いついてくれるというの見方でしょうけれども、実態論として五万五千円や六千円なり、私はきょうこへ数字を十分準備してないから数字も持ってきておりませんが、そういう人がたくさんあればそれなりの標準給与

を一齐にしていともらうのが妥当ではないか、こういうふうには思いますので、今後検討していただきたいと思っております。

それから、五十六年度改正の際に、行革関連特例法によって五十七年から五十九年まではいわゆる公的年金の定率補助率を一八％掛ける四分の一削りましたね。これは返すということになっておるわけでありまして、一体総額どのくらいになっておるか、これは返すのか返さぬのか、大蔵省も来ておると思いますが、農林省の方からお答えをいただきますようか。

○佐野政府委員 お答えをいたします。行革関連特例法に基づきまして農林年金に対する補助金の縮減された金額を申し上げますと、五十七年度分、これは決算ベースでござりますが、四十五億円でござります。五十八年度分、これは予算ベースでござりますが五十三億、五十九年度分が六十億、計百五十八億円ということに相なっております。

それで、返していただくときには当然これにまた利息をつけていただくかなければいけないということになります。この補助金の縮減額の支払いにつきましては、行革関連特例法の第七条第二項の規定によりまして、農林年金の財政の安定が損なわれることのないように特例適用期間経過後において国の財政状況を勘案しつつ措置するというように規定されておまして、農林水産省としては、縮減額はもちろんのこと、今申し上げましたように利息の分も含めて補てんをしていただくというところで、特例適用期間経過後の返済方法について財政当局と折衝してまいりたいと思っております。

○田中(恒)委員 大蔵省はどうですか。

○小村説明員 ただいま経済局長から御答弁がありましたように、行革関連特例法による年金国庫負担額の減額分につきましては、その運用利息分も含め、将来にわたる年金財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後におきまして国の財政状況等を勘案して繰り入れに着手する

とという考えでござります。

○田中(恒)委員 この返済方法は金利をつけて返していくということですから、そういうように理解いたします。

その金利であります。各年金の運用金利は年金の基金なり事業団なりでそれぞれ若干ずつ違うと思うのですけれども、例えば農林年金の場合は運用利回りというのがあるわけですが、そういうものに基いて金利をつけて返すということになるわけですか。

もう一つ、返済の仕方ですけれども、一括返していくのか、何年か区切って返していくのか、そういう問題はどうか。

○小村説明員 お答えいたします。返済の方法あるいは返済の期日等につきましては、国の財政状況等を勘案する必要もございまして、現時点では明確に申し上げることはできませんが、農林省とよく相談して、今後検討してまいりたいと考えております。

○田中(恒)委員 今、年金関係ではこれは一番大きな問題ですから、後で多分同僚の皆さんからも御質問されると思いますので、まだ若干問題が残っておりますが、次に移ります。

公務員の定年制が施行されることになったのでありますが、農協における定年延長については農林省の行政指導も行われておると思いますが、最近の状況はどういうふうになっておるのか。先ほど来の決議にも関連するわけでありまして、どうも最近農業状態が余り芳しくございまして、農協の経営も非常に厳しくなっております。そういう背景なども加わって、この定年制の延長問題が現在の農協の経営状態からしてなかなか前向きに進まぬという話もちらほら聞かれています。

六十歳定年というところで、役場なりその他関係機関、民間団体を含めて大体そういう方向を向きつつあるわけでありまして、この定年制の延長の問題と、農林年金の財政問題というのがある意味では非常に関連が深いわけでありまして、どうい行政指導をせられてどういう状況になっておる

のか、この際明らかにしておいていただきたいと思っております。

○佐野政府委員 お答えいたします。

農林漁業団体の年金につきましては、御高承のとおり退職年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴いまして、私どももいたしましたも当然定年の延長をもって対処していかなければならないと考えまして、農協につきましても、森林組合、漁業協同組合等につきましても、それぞれ各担当局長において定年の延長について繰り返し指導を行っております。

それで、一番最近の農協中央会の調査によりますと、単位団体のレベルでの定年が、男子の場合で平均をいたしまして五十七・八歳、女子の場合で五十六・七歳というところでございまして、農協中央会がその前に行っております五十四年度の調査に比較いたしますと、それぞれ〇・二歳程度の延長になっております。それで、定年は確かに延長されつつはあるわけですが、残念ながら、残念ながらその延長の速度は必ずしも満足すべきものではないというふうに私も思っておりますので、今後とも引き続き定年延長については強力に指導してまいりたいと思っております。

○田中(恒)委員 これは強力に指導したいということですから、局長、あなたとこの問題でやりとりするのはこれが最後になるのじゃないかと思うのだけれども、これはもう少し強く、農協はそれぞれ形態があるわけだから、確かに経営権というものは単協なり連合会なりが持つておるわけですが、やはり全国的にこういう波になっているわけですから、特に年金の財政上の問題もありまして、ぜひひとつ行政当局としては関係機関と十分連絡をとって、多分何年間かごとくこういう計画でというもので相談をせられたことがあるというふうにも聞いておるわけですが、情勢は確かに経営的に今非常に厳しいからちょっと足踏みをし

ていくという客観情勢にありますけれども、あるだけに、ひとつ強い姿勢で臨んでいただきたい、こういうふうにご考えます。

と、使用者側もぐつと詰まって、それじゃそこは多少手直ししようかというふうに働く場合もかなり多く見受けられるので、そう悪いことばかりではないのである、公平に見てそう思っている方が多いというふうに私は思っております。

と、使用者側もぐつと詰まって、それじゃそこは多少手直ししようかというふうに働く場合もかなり多く見受けられるので、そう悪いことばかりではないのである、公平に見てそう思っている方が多いというふうに私は思っております。

と、使用者側もぐつと詰まって、それじゃそこは多少手直ししようかというふうに働く場合もかなり多く見受けられるので、そう悪いことばかりではないのである、公平に見てそう思っている方が多いというふうに私は思っております。

と、使用者側もぐつと詰まって、それじゃそこは多少手直ししようかというふうに働く場合もかなり多く見受けられるので、そう悪いことばかりではないのである、公平に見てそう思っている方が多いというふうに私は思っております。

それから、ちょっとこれからは公的年金制度改革の問題を御質問させていただきます。

厚生省が中心になるのじゃないかと思いが、この国会でも国民年金、厚生年金の問題が出ておられるわけですが、八つの公的年金制度を一本化していく、こういう方向に向かっている動きが出ておられるわけであり、この際、この公的年金制度改革のねらい、趣旨、考え方、こういったようなものについて、これは厚生省だと思いが、まず最初に明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○山口説明員 私ども、今国会に厚生年金、国民年金、船員保険、厚生省が所管をしております三年金制度についての改革案を提出をいたしまして御審議をいただいておりますが、そのねらいとするところは、現在の年金制度は今までは順調な発展をしてきているというふうに考えてよろうかと思いが、将来この制度のままで我が国が大変な高齢化社会を迎えます二十一世紀を迎えるというところについては、これは幾つかの問題があるというふうに判断をいたしております。いろいろございまして、大きく言いますと二つの大きな問題がある。

一つは、現在、年金制度が七つの制度に分立をしていて、これに伴いまして、各種の不均衡あるいは財政的にも経済、社会の諸変動に対応できないような制度が出てくる。この辺のところを公的年金制度全体として整合性のとれた安定した制度にしていかなければならない。そのための再編成ということが一つの大きな課題ではないかというふうに考えております。

それからもう一つは、年金におきまして最も大事な要素だと思いが、給付と負担との関係、皆年金のもとで年金の平均の加入期間がどんどん延びてまいりますので、今のよう年金額の計算の仕組みをそのままにしておきまして、給付と負担のバランス、はつきり申し上げまして、将来の若い人たちの負担が大変過重になってくる。その辺のところを、給付と負担のバランスをとると

いう観点に立つて、将来に向けて軌道修正をしていくということが年金制度の安定のためにどうしても必要じゃないかというふうに考えております。

そのために何をやるかということでございすが、第一番目の問題、第二番目の問題、両方関連をいたしますけれども、基本的には現行の分立をしていて、制度に共通の基礎年金という考え方を導入をいたしまして、公的年金制度全体の安定性、公平性というものを確保してまいりたい。また、給付と負担のバランスという面につきましては、将来に向けて給付水準を適正化をするということによりまして、将来の負担面の軽減を図っていく。そういうことで長期的に見てバランスのとれた年金制度にしていきたい。

大略申し上げますと、以上のようなねらいのもとに今回の改革に私も取り組んでおるといふこととでございします。

○田中(恒)委員 これだと非常に大きな問題で、これから数年間、これは全部の国民に共通する問題でありますから、我々も独自に検討をいたしたいとおるわけでありまして、問題は、この七つの制度の分立、分かれておるものを一本にしたいというか、不均衡を是正していくというのだから、どこにそろえていくのか。真ん中にやるのか、下へやるのか、上へやるのか、こういう問題から始まって、給付と負担のバランスをとるといふことなんだが、現実問題としては、いわゆる給付が薄くなって負担が重くなる、こういう心配が既に出てきておるわけでありまして、その辺の問題は、これからこの委員会でも、私も、幾つかの農業関係の年金制度を持っておるわけでありまして、ひとつ議論を詰めておきたいと思いが、ひとつの重要な問題として、今も御指摘になりました共済制度における基礎年金の導入という問題が、既にこの国会でも、国民年金、厚生年金の改正の中で出ておるわけでありまして、共済制度における基礎年金の導入についての今後のスケジュールというか、どういふふうにか

れを計画されていくのか、こういう問題が明らかになっておりましたらお示しをいただきたいと思いがいます。

○佐野政府委員 お答えいたします。

本年二月二十四日でございますが、「公的年金制度の改革について」という表題の閣議決定が行われております。その閣議決定の中の第一項は、ただいま先生御指摘のございました、本年において講ぜらるべき国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度についての措置が書いてございします。基礎年金の導入というものがこの部分でございします。それで、閣議決定の第二項におきまして、「昭和六十年において、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う」というのがございします。第三項で、「上記1及び2の改革は、昭和六十一年度から実施する」ということとございします。したがって、六十一年度中に基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正について法律案を用意して御審議を願わし、六十一年度から実施できるようにする、そういうこととございします。

しからば、基礎年金を導入する等の改革の趣旨に沿った制度改正というのを共済年金についてやるとすればどういふことになるかということについて、私も検討に取りかかっています。農林年金の沿革なり実情なりを十分踏まえた上で、他の制度との整合性にも配慮しながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますが、検討すべき事項としては、おおよそ次のようなものがあるかと考えております。

一つは、共済年金制度における基礎年金の仕組み、設計をどうするか、また制度上どう位置づけをするか。第二に、報酬比例部分、いわゆる二階建てと言われている部分でございしますが、これの設計を一体どういふふうにするのであるか。また、職域年金部分をどういふふうで構成するか。共済制度の加入者の配偶者の取り扱いをどうするか、支給開始年齢、年金計算の基礎となる給与の

計算方法等支給要件をどうするか、給付額の算定方法とかスライドあるいは国庫助成のあり方を含めて財政をどうするかというように検討されるべきであらうというふうに考えております。

私もいろいろ検討を進めるに当たりまして、私どもの独善に陥ることなく、農林漁業団体の事業主の皆さん方あるいは組合員の皆さん方の御意見を十分承りながら、コンセンサスが形成されるような仕方で行ってまいります。そのために、非公式でございしますが農林年金制度に関する懇談会を開催して関係者の御意見を伺うこととしておりますので、この場を利用して十分御意見を伺いながら誤りのないように検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○田中(恒)委員 六十一年度から準備して六十一年から実施するということになりましたが、これは余り時間がない。こういう状況でありますから、今言われたような問題、これは農林年金だけではなくして共通の問題もあると思うし、農林年金独自の検討をしなければいけない問題もたくさん出てくると思いがいます。

いろいろ問題はたくさんあるわけですが、私は特に一つだけ強く要求しておきたいと思うのですが、現在既に年金を受けておる人の既得権というものですね、こういうものがこの改定の中で侵害をされるというか、マイナスになっては大変だと思いが、これは、具体的な年金額が下がりはしないかという心配がある。これは物価等の上昇に応じて自動的に上がっていくということでありまして、併給調整などというのも行い心配がないのか、こういう問題があるわけでありまして、この点についてはどういふふうで考えてよろしいか、お答えをいただきたいと思いがいます。

○佐野政府委員 六十一年度に行われるべき制度改

正、六十一年度から実施される制度改正について検討するに当たりまして、私どももいたしましては、既に年金を受給している方々の既得権につきましてはこれを尊重していかなければならないというふうに考えておられまして、私どもの共済グループのこの制度改正に対する一つの尺度となるであらうと思われまして、今回の厚生年金、国民年金の関係の制度改正でも、私どもが伺っておるところでは既裁定年金については従来どおりとされておるようでございますので、私どもとしても当然そういう既得権尊重という考え方に立って検討を進めていくべきものであるというふうに考えております。

○田中(恒)委員 これは、全体の年金のバランスをとっていくという意味で、厚生省の方はどういう制度、仕組みの中でこれに取り組みようとしていらっしゃるわけですか。

○山口説明員 先ほど局長からも御答弁がございましたように、まず私どもは、先ほど申し上げましたようなねらいのもとに厚生年金、国民年金の制度改正をいたしたい。そのときに、基礎年金という考え方のもとにまず制度体系の再編成をいたしたい。給付と負担のバランスをとるための改正をいたしたい。

その後、先ほど御答弁がございましたように、共済年金につきましてもこの趣旨に沿った改正をしていただきまして、大改革でございまして、二年後の六十一年の四月から私どもの制度も実施をすることになったという段取りで、その時点で合わせて施行をするという段取りで、私どもの期待をいたしましては、今回の厚生年金、国民年金、船員保険の改革の趣旨に沿った改正をぜひ共済年金の方でしていただいて、公的年金制度全体の整合性がとれるような仕組みにしていきたいというふうに願っております。

○田中(恒)委員 それでは、これは後でちょっと御質問せねばいけませんが、各共済年金制度それぞれで今日の段階では整合性のとれるような制度の改革条件づくりをやっていくというふう

に理解してよろしいわけですね。

○山口説明員 今回の基礎年金という考え方でございすけれども、先ほどちょっと触れましたように、現行の制度の仕組みをそれぞれにばらばらに考えているという点については問題がある、それを私ども一元化と言っていますが、将来一元化をしていく必要があるのではないかとというふうに考えております。そのときに各制度を全部一本にしてしまおうという考え方ももちろんあるかと思ひますけれども、基礎年金という考え方は、各制度それぞれ分立をいたしておりますが、その中でも共通にやってくる部分というのがあるではないか、その共通にやってくる部分を基礎年金という考え方で構成をいたしまして、そこには全国民が加入をして全国民で支えていく、そういう制度にしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

したがって、私どもの期待をいたしましては、共済組合もぜひその基礎年金の構想に乗っていただいて、その部分については文字どおり全国民が加入して全国民が支えていくという制度にしていきたいというのが基礎年金の考え方でございます。ただ、各制度独自にいろいろ特色、沿革等もございますので、各職域等の特性のある部分につきましては、俗に言えば基礎年金の上に乗せをいたします二階の部分、場合によっては三階の部分というようにすることでそれぞれの制度が工夫をしていったらどうか。基本的にはそういう考え方で私どもは考えております。

○田中(恒)委員 それは大体わかっておるのですよ。基礎年金は一階にして、後はそれぞれの職域なり歴史なりを勘案した二階構えの年金体制を考えていきたいということですね。

そこで、基礎年金を導入した場合の国庫補助はどういうふうになりますか。今までと大分変わりますか。

○佐野政府委員 私どもの共済グループについて、基礎年金の仕組みが導入された場合に国庫補助をどうするかというところはまさにこれから検討

すべき問題でございすが、厚生年金と国民年金の方ににつきましては厚生省からお答えするのがいいのでしようが、基礎年金の方の部分に国庫補助は集中するのであるという考え方で整理をなさっておるわけでありまして、それに完全に右へ倣えて、共済グループの方は二階建てで一切国庫補助がなくなってしまうのかどうかということとは、これはまだ検討の緒にいたばかりでございますから、今の段階ではまだ何とも決まていないという状態でございす。

○田中(恒)委員 このところがどういうふうになつていくかということ、今度新しく考えられておる、二段と云っておるし、私どもの方は三段といったようなことを言っておるわけでありすが、そういう年金の質の問題が出てくると思うので、せつかくここまで持ち上げてきた年金制度全体が後退する、そんなものにさせてはいかぬわけでありまして、その辺は今後これからの一番大きな問題になるかと思ひますが、これまでの歴史、これからの社会保障というか、こういう年金制度の持つ重要性、こんなものを考えて、この年金制度の取り組みについては腰を入れてやっていってほしいと思ひます。

まだ若干時間がありますから、今お話のありました公的年金制度の改革について、本年二月二十四日の閣議決定、この項目の中で、もう一度はっきりさせていたきたいわけでありすが、この四項で六十一年度以降において「給付と負担の両面において制度間調整を進める。」という内容になつておるわけですが、「制度間調整を進める。」というのはいささかどういふ意味なんですか、読み方によつて内容がいろいろ出てくると思うのですけれども、これは厚生省ですね。

○山口説明員 先ほど来御指摘のございます閣議決定によりまして、公的年金のこれらの改革の内容と手順というものを決めておるわけでございますが、先ほど御説明がございましたように、五十九年に私ども厚生省が所管をしております三制度について基礎年金を導入するという考え方に立

った制度改正をし、六十一年にその趣旨に沿った共済組合の改革をしていただくということがまずございす。その段階で、共済組合制度と厚生年金、国民年金とのいわゆる一元化に向かひまして、その結果を見なければならぬ具体的なことは言えませんが、年金制度の整合性あるいは公平性という意味で前進が相当図られるというふうに私どもは期待をいたしておるわけでございます。

しかし、六十一年の共済制度の改革によりまして、厚生年金、国民年金等公的年金制度全体としての整合性のとれた改革が一遍に完成するかどうかになりますと、それはもう少し時間をかけてやる必要があるのではないかとということ、六十一年のその共済組合の改革を見まして、残った部分につきましては六十一年以降制度間の調整をさらに進めまして、最終的には七十一年に公的年金制度が全体として整合性のとれた一元化というものが完了するような体系に、段階的に改革に取り組みでいこうというのが政府の基本的な考え方でございます。

○田中(恒)委員 「制度間調整を進める。」ということを受けて、「これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進する」、こういうことになっておるのですが、この「年金現業業務の一元化等」というのは具体的にどのような内容ですか。

○山口説明員 今申し上げましたような制度改革を進めてまいりますと、その制度運営をしていく、具体的には被保険者の管理あるいは年金の裁定、支払い等、あるいは制度の企画も含まれるかと思ひますが、そういったいわゆる現業の業務、あるいは行政機構についてもどうするかという問題が当然付随して起こってくるであらうというところでございす。その辺のところの改革は、まず制度を全体としてどうしていくのかということを進めながら、その制度改革の内容に合わせて、業務処理面あるいは行政機構という面でも、抽象的にすけれども一元化をしていくという方向で考え

ていきたいということでございます。

○田中(恒)委員 引き続き「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」というところになっておるので、これはざっと言えば、今ある年金制度、七つ八つというのですが、これは全部一つの、例えば年金會計なり年金の仕組みなり、そんなものにして、年金省というふうなものができるか何か、そういうことまで考えておるわけですか。そうではなくて、先ほど来言われたように、農林関係の共済制度、国公、地公、私学といろいろありますね。そういうものの中で、基礎年金というか、それを共通の舞台装置をしていく。そしてそれぞれは独自であるけれども、実態的には、給付なり掛金なりそんなものについてのバランスというか、均衡状態はとらしていくというふうな形の制度の一元化なのか。全部一緒にしていくというふうなところまで考えておるのかどううか。このところはどうか。

○山口説明員 年金制度の一元化ということで大変抽象的な表現になっておりますけれども、今御指摘がございましたように、私も、この一元化という概念、言葉を非常に広い意味で使っております。公的年金制度全体として整合性のとれた形にする、その具体的な方向についてはこれからさらに詰めていくわけですが、全部一本にしてしまおうというのにももちろんあろうかと思いますが、先生御指摘のような、ある程度の分立というものを前提にしながら、全体としての整合性、公平性を図っていくことも当然考えられる方向であらうかと思えます。

いづれにいたしましても、そういう広い概念での一元化、具体的には、公的年金制度全体として整合性のとれた安定した制度にしていこうという方向を目指しておるという考え方でございます。

○田中(恒)委員 残すものもあるが一緒にするものもある、こういうことですか。

○山口説明員 その点につきましては、これから共済組合の関係の省庁とも将来の方向について十分詰めてまいらなければならないと思いますが、

そういう意味ではあらゆる可能性があらうかと思えます。

○佐野政府委員 今、田中先生の御質問を伺っておりまして、ちょっと私からもお答えをしておいた方がよろしいのではないかと申すので一言申し上げますが、二月二十四日の閣議決定でございますが、これは共済グループ全体といたしまして、共済グループの中の国公、地公、私学、私ども、それぞれにとまたそれぞれの沿革なり財政事情なり、いろいろな特殊事情がございます。

〔委員長退席、玉沢委員長代理着席〕

現在のところ、はっきりした形でこういう改革をやりたいという成案を得ておりますのは、第一項に書いてある部分だけでございます。それで、共済グループについてどうするかということについては、現在のところまだ到底検討の半ばに來たとも言えないような状態であるわけでございます。

したがって、二月二十四日の閣議決定というものはそういう検討の進捗状況を踏まえて決められることを決めてあるということでございますから、先ほど厚生省の方からの御答弁の中にもございましたけれども、例えば一元化という言葉も関係者の間では十分多義的なものであつて、厚生年金、国民年金以外については検討の状況がまだ成熟しておらないという段階で、決めるのも先々の検討の進め方について不必要に手を縛られることにはならないということを確めながらこの閣議決定の文書はできておるわけでございます。したがって、具体的にどれが残つてどれがなくなるといふふうに思ふかということをお尋ねいただきましても、必ずしもはっきりしたお答えができないといふ感じが、むしろ私どもとしては農林年金の関係者の意見を十分聞かせていただいて、コンセンサスづくりが進まないうちに早まってある特定の方向を決めてしまふということとは避けたい、十分に御意見を伺いながら決めていきたいといふふうに思つておるわけでございます。

差し当たり、私どもといたしましては、六十一年度から実施すべき事項について検討を急がなければならぬという段階でございますので、そういう意味では、二月二十四日の閣議決定の第四項に関する部分につきまして十分に具体的なお答えがいたしかねておるという事態は、かえつて、官僚独善に陥ることなく十分御意見を伺つてから決めてまいりたいという私どもの態度のあらわれであるといふふうに御了解いただきたいと思つた次第でございます。

○田中(恒)委員 これからの年金制度のあり方は本当に大問題でありますし、私も関係している農林年金制度の問題についても、お互いに変な長い間、ともかく追いつけなくて追いつけないところ、この制度をつくらなければならない、先頭を走るグループに追いつこうということであくせくやつてきたわけでありまして、この段階でまかり間違つて何かわけのわからぬものにまといられてしまふということも大変だと思つております。これは、それぞれの党でも年金のあるべき姿ということで検討が加えられておりますが、私どもはこの農林年金あるいは農業者年金、こういうものをつくらなくてはならぬ立場からも、この歴史をきちんと押さえて、なおまだ足りないところがあるわけでありまして、それをきちんと整備をしていく、そういう方向に向かつて、しかも今新しい国全体の将来の社会保障というか、年金制度の体系の中での位置づけがどうあるべきか、こういう視点に立つて農林年金制度というものを考えていかなければいけないと思つております。

そういう意味で、最後に、私は大臣からもこの問題についての御決意をお聞きしたいと思つて、それから農林年金については、例えば組合員それから団体関係、関係諸機関ですね、こういうものの意思の疎通といったようなものがほかの年金制度などに比べるとまだ体制としておとれておる。今言われた懇談会というものを、やつと昨年でしたか、私どもも強く要請をしてつくられて、最近会合が重ねられておるようでありまして、他の年金制度では審議会といったようなきち

んとした行政的なものが既につくられておるわけでありまして、できるだけ早く、農林年金のこの体制の中で、公的年金全体のあり方の中で、どういふように位置づけ、どういふものを検討していくべきかということについての関係者のコンセンサスを深めなければならぬ。そういう意味では、懇談会でやつていくのがいいのか、もつときちんとしたものをつくらなければならないのか、こういう問題も含めて御検討をいただきたい、私はこういう気持ちでございます。

○佐野政府委員 お答えいたします。

大所高所の話は大臣からしていただくとしたしまして、一つは、今話題になっております懇談会でありまして、懇談会を開催するに至りました五十七年、当委員会に今回と同様の趣旨の法律案の御審議を煩わせた際、当委員会にいただきました御示唆によるものでございまして、その際も審議会という話は話題になつたわけでございます。私どもとしては、こういう行政改革の御時世でございますので、設置法を改正して審議会を設けるといふようなことが現在の風潮になじむといふふうにも思ひにくく思つておるわけでございますが、現在の懇談会は幸いに委員の皆さん方の大変積極的な御協力をいただいておりますので、実は私どもも、かえつてかみしめを著していないだけ格式張つた審議会でない方が実態的にはいいのではないかと感じがしておるような次第でございます。この懇談会は農林漁業関係者の間での年金問題のコンセンサスづくりについては有効に機能しておるし、今後も有効に機能するように運営をしていきたいといふふうに思つております。また、そこに関係者はそれぞれ御出席をいただい

もついて回る問題だとは思っています。したがっ

て、そのことについては一番最後に局長のお考えをお聞かせ願いたいと思うのです。

問題は、公務員ベアがこのように何回も抑制されてくるという現在の状況からしまして、年金生活者の皆さん方にとっては非常に不安なわけでありまして。したがって、私はこの際やはりそういうきちっとした改定指標というものを、例えば今の習慣化しておる公務員ベアでもいいのです、一々国会を開いて皆さん方がこういう年金をやらなくともいいようなものを今後検討する時期に入っておるのではないかと、こんなふうに思うわけであり

ます。特に経済が低成長期に入っておるということからしまして、年金生活者の皆さん方は非常にこのことに対する不安を持っておると思うのですよ。したがって、まずこのような慣習を法律としての改定指標にしても結構です、何にしてもいいのですが、今後こういうふうな点では検討する御意思がないのかどうか。これは、局長は恐らく年金問題についてはきょうくらいで答弁する機会がないのじゃないかというふうに言われておるのですが、そういう意味でも、これからの問題です、佐野局長が今考えられておる点、責任者として考えられておる点をひとつ率直にお答え願いたいと思うわけでありまして。

○佐野政府委員 お答えいたします。

年金額の改定の指標につきましては、恩給及び国家公務員等共済組合が現職公務員と退職者との均衡を図るということで公務員給与の上昇率を用いておりまして、農林年金も含めて共済グループがこれに倣って公務員給与の上昇率を用いて改定をしておるわけでありまして。

それ、公務員給与の場合には民間の賃金に準拠して公務員の待遇改善を図るということで改定が行われているわけでございます、公務員の給与に準拠して年金額の改定が行われておる共済制度におきましては、これは物価上昇率のような客観的な指標による自動スライドとはちょっと性格を異にするところがある。厚生年金の場合には一たん決めた年金額が実質的に目減りするのを防止

するということでございますが、公務員給与にスライドしていく場合には、実質的価値が目減りするのを防止するということが以上の効果を持ち得るわけでございます、その点ちょっと性格を異にするように思っておるわけでございます。

そういう中で、農林年金について公務員給与に合わせた年金額を改定するということが慣行としてほぼ定着しておりますから、これを自動スライドということにしてはどうかという御議論は確かにあるわけで、当委員会でもしばしばそういう御議論があったわけでありまして、一つは、各般の均衡を勘案した上で年金額の改定率を決めるといふことは、それ自体一種の政策判断でございまして、どうも掛金の納付義務とこの点は相並んで法定する必要があるというふうに考えられるのではないかと。それから、法律上政令委任する旨の規定を設けることはあり得るわけでありまして、その場合には、先ほど申し上げましたように、公務員給与の改定率が政策判断の結果であるという性格を持つておりますので、物価上昇率のような客観性のある指標でないか、どうもそのことが政令に委任していいものかどうかということについて必ずしも明らかでないというふうに考えられます。それからもう一つは、この問題は何かと申しまして、国家公務員共済その他の共済制度との均衡を図るという必要がございますので、私どもだけで先走ってどうこうと言いくいという問題がございます。

それから、ちなみにもう一つ、蛇足でございますが、実は物価スライドと申しまして、例えば本年の場合、五十八年度中の物価上昇率が一・九、それから前年度、一年お休みした年の分が二・四でございますから、両方合わせても四・三でございます、物価上昇率が五%を超えないと自動スライド規定は発動しないわけでございます。それではあんまりだということで、今回御審議を賜っております国民年金法等の一部を改正する法律案の中に、本年度の特例といたしましてスライドと申しますか、従来物価スライドで処理をして

おった部分についてもアップをするための条項、条文を入れてあるわけです。ということは、最近のように物価が鎮静してまいりますと、物価スライドという仕掛け自体が従来考えられておったほど御利益がある制度ではなくなっておるということでも同時にあるというふうに思っておる次第でございます。

○細谷(昭)委員 この問題については、できれば一々国会にかけなくても政令でできるような、そういう指標をきちっと設けておった方が本当は年金の皆さん方にはいいと思うので、今の佐野局長の答弁もありましたが、一番最後に結構ですから大臣から御答弁願いたい、こういうふうに思っています。

次に、四つの共済がある、そのほかに厚生年金その他あるわけですが、この農林年金の報酬や退職年金の額はどうも大変低いわけですね。例えば私学共済は報酬月額が二十二万四千五百四十八円に対して、農林年金は一番低くて十八万四千六百五十三円、それから退職年金についても、私学共済が百五十八万一千五百八十二円に対して、農林年金が百三十三万七千六百六十円と、これは厚生年金も含めまして最高と最低を言ったわけですね。このように、ほかの四つの共済、厚生年金に比べても大変報酬月額もそれから退職年金も低い。この位置づけはそれとおりですね。

○佐野政府委員 今先生の引用なさいました数字は、そのとおりでございます。

○細谷(昭)委員 そこで、この低額の理由なんです、先ほども田中委員の質疑の中にもありましたが、局長としては、率直に言ってこの低額の理由というのをどういうふうに考えられておられますか。

○佐野政府委員 一つは、平均組合員期間が短いということがあつたのではないかと、いうふうに思っております。先生、今退職年金の既裁定者分百三十万一千円という数字を引用なさいましたが、この百三十万一千円をもらっておる人たちの平均組合員期間というのは二十四年、国家公務員共済の

三十年、地方公務員の三十年に比べてかなり短くなつておる。最近になって平均組合員期間がだんだん延長してまいりまして、昭和五十七年度の新規発生者分だけについて見ますと、平均組合員期間が二十六年、したがって平均の年金額も百六十一万二千円ということになっております。しかし、それにいたしまして、例えば農林年金が二十六年度で百六十一万二千円であるのに、私学共済は平均組合員期間が二十五年度で百七十五万七千円であるというふうな、そういう比べ方ができるわけでございます、まだ農林年金の関係者の給与水準が低いのではないかと、いう議論が成り立ち得ようかと思ひます。

それにつきまして私どもが理由として考えておりますのは、一つは、給与の地域差ということがあつたのではないかと、それで相当部分が説明がつくのではないかと、いうふうに思っております。先ほど来申し上げておりますように、農林年金は、制度発足以来、せめて役場の職員並みというものが農林年金をつくり出す一つのエネルギーとしてあつたわけでございますけれども、最近の時点で町村役場の職員の給与と農林漁業団体の単位団体レベルでの平均給与とを比べますと、まさにびつたり同じでございます。町村役場の職員の給与を、単位団体の平均が九九、一〇〇対九九というところで、町村役場の職員の給与とはほぼ見合う水準に達しております。したがって、例えば農林年金と私学共済との対比において、平均組合員期間に差がないのに年金が低い、そういう事情は恐らく給与の地域格差に由来するものであらうというふうに考えておられます、そういう地域格差という要素を除外して見れば、ほぼ遜色のない水準なのではないかというふうに思っております。

ただ、そうは申しまして、私どももいたしまして、農林漁業団体の職員の給与の改善についてもうこれ以上何もすることはないというふうに思つておるわけではないわけでございます、農林漁業団体の給与改善を図るためにはまずその経営

改善が必要だというふうに私どもとしては考えておりまして、経営改善のために事業運営の効率化、財務の改善、組織機構の整備等によって経営基盤の強化を図っていくべく、各種の指導助成を行っているところであります。

また、農林漁業団体もその点はそれぞれ自覚をしておられるわけでありまして、全国段階の団体で、指導機関としての立場から、給与等について適正化の指導を下部に対して行っているような実情でございます。

○細谷(昭)委員 局長、大変親切御丁寧な答弁でいいわけですが、時間がございせんので、ちょっと簡潔に御答弁願いたいと思うのです。

問題は、今局長がお話のとおり、これも附帯決議にあるのです。「農林漁業団体の経営基盤の強化に努めるとともに、これら団体職員の定年制の延長等雇用条件の改善が図られるよう適切な指導を行うこと。」こういう附帯決議がありまして、今局長が触れられたようなことだと思っておりますが、農協は確かにそうだと思うのです。私も、農協は、今局長がお話のとおり、次第に役員職員との賃金の差というのは現実的に縮めてきておる、これはそのとおりだと思います。私もそれは大変いいことだと思うのですが、問題は、土地改良それから漁業協同組合、こういうところなんです。

土地改良は、この前の土地改良法の改正のときに私は特に申し上げましたが、大変に低い状況でございます。したがって、土地改良関係につきまして、これは土地改良を指導されております構造改善局長から、具体的にどういう指導をされておるのか、これをお聞きしたいと思うのです。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

結局、土地改良の職員の給与の問題というのは、勤務形態の問題ということに帰着するだろうと思っております。御案内のように、土地改良の職員の中には、若いときから専門家として常勤している方もかなりございまして、ある程度他の職業に従事した後、その経験を生かして、いわばある程度の年配に達してから参加している方と、もう一つ

は、常勤制というか、勤務時間による拘束が非常に少ない雇用形態というのがございまして、さらにもう一つは、一部には単純作業というふうな面もありまして、そういう意味で、普通の経済活動の部分と違っていて、給与の水準も違うが勤務の形態が違うという特殊性がある点は御理解をいただく必要があるのではないかと思います。

○細谷(昭)委員 どうも低いということをお認めのようでございしますが、統合の問題とか、国家的なそういう援助を与えていくということなんかも含めまして、構造的な意味で、やはり今後かなり強力な介入が必要じゃないか。ただ、賦課金だけに頼るといふ土地改良区職員の今の状況をあれしますと、この引き上げについてはかなり難しいのじゃないか、こんなふうに思っております。

ので、局長が今お話しのとおり、この点はひとつ強力な介入をぜひお願いしたい、こう思っております。

それから、漁協関係は水産庁がこの指導監督の立場にあるわけですが、漁協関係はどうでしょう。か。どういふ措置をとられてきたのか。

○佐野政府委員 水産庁から出席しておりますので、適宜かわってお答えをいたしますが、漁協の場合には、確かに総合農協に比較をいたしますと給与の面で見劣りがすることは事実でございます。率直に申し上げて、農協と比べれば漁協の経営基盤の脆弱さというところは紛れもない事実でございます。まして、これは、農協が収益部門として一番頼りにしている分野で漁協の方ははるかに立ちお

くれているわけでございます。そういう経営基盤に由来するものでございまして、そういう狭隘な経営基盤にふさわしいようなそれぞれの部門ごとの合理化に努めていく以外には何とも即効的な対策のあり得る事態ではないと思うのでござい

ますが、水産庁とも十分連絡をとりまして、漁協の経営基盤の拡充についてはなお一層努力をしてもらうように、先生の御懸念の趣旨はよく伝えておきたいと思っております。

○細谷(昭)委員 新聞辞令であります、佐野局

長は今度は水産庁の長官になられるそうですので、ぜひとも今の件につきましては、漁協の体制強化という点と、職員の皆さん方が本心に勇躍して業務に邁進できるような、そういう待遇の面からひとつ考えていただきたい、こういうふう

に強く要望をいたします。

それから、恐らく林野庁が森林組合を担当しておられるのですが、森林組合も大分統合が進んでおりました。よくはなっているのですが、これまで問題なんです。したがって、林野庁としまして、このような雇用条件その他について森林組合をどのように指導されておるのか、今までの経過と結果をお知らせ願いたいと思っております。

〔玉沢委員長代理退席、委員長着席〕

○佐野政府委員 申しわけございせんが、林野庁も本席に出席をしておりませんので……

○細谷(昭)委員 はい、結構です。大臣からでも結構ですから、ぜひ林野庁長官にもその点を十分お伝え願いたいと思っております。

私たち、そういう実態からしますと、下部の単協なり土地改良区なり森林組合なり漁協、これが非常に問題であると思うのです。県の連合会に参りますと県の職員と大体同じになるのです。もちろん中央の方にいきますとよくなると思うのですけれども、やはり末端の経営規模ないしは経営能力の非常に小さいところは、どうしても職員そのものがそれぞれ農民なり農林なり農工な

りという点からしまして、雇用条件についてもまことに地域格差がありますし、男女の格差もかなり大きいというふうにも思いますし、雇用形態も非常に臨時が多いわけでありまして、こういう点から、実際に農林年金の恩恵に浴することができない職員もかなりおられるということも事実であります。この点も含めまして、そこに働いておる皆さん方がい

わばひとしく雇用条件が向上され、年金の福祉にも浴することのできますように今後一層の指導をお願い申し上げます。

それから、次の問題に入りたいと思っておりますが、

まず退職年金の最低保障というのがございまして。今回はこれが引き上げられるわけでありまして、私たち素人には大変わかりにくいことは、一つは、旧法年金者の受給者の数は一体何人おられ、新法の年金受給者はどれだけおられるのか、そしてその年金の現在のアップがどれだけ違うのか、この三点について最初に質問いたします。

○佐野政府委員 お答えいたします。

旧法の適用を受けております受給者の数が全体で千六百四十名、うち退職年金が百四十八名、障害年金が百六十三名、遺族年金が千三百二十九名ということでございまして。

それからアップ率につきましては、全部給与法準拠ということで一律でございます。

○細谷(昭)委員 もう一つは、新法の年金者の数と、それから、今のアップ率で最低保障の金額がどれだけ違うか。

○佐野政府委員 新法の受給者の総数が九万五千二百六十四名でございまして、うち退職年金が七万四千二百八十六名、障害年金が二千五百六十四名、遺族年金が一万八千四百四十四名でござい

ます。それから、どれだけアップするかというお話でございまして、六十五歳以上の者の旧法の退職年金の最低保障額は、現在七十九万二千二百円でございます。それが三月から八十八万六千八百円になります。六十五歳未満の者……(細谷(昭)委員「これはいいです。あと新法の最低保障」と呼ぶ)新法は、先ほど申し上げましたように国民年金法等の一部を改正する法律案が御可決いただければ、それに基づいて政令で措置するアップでござい

ますが、現在、七十四万四千円の方が七十五万四千八百円にアップするということでございまして。

○細谷(昭)委員 旧法適用年金者は、農林年金そのものが新法にかかわるときは時期が遅かったこと

もありまして、これははっきり言うところ、当時の農林省の手落ちじゃないかと思うのですが、今局長からお話があったように、たった千六百四十名なんです。したがって、大変少ない方でありまして、せめて厚生年金並みの最低保障額を適用すべきで

はないか、こう思うのですよ。千六百四十名というまことに少ない数、しかも、言うなれば農林水産省の適用の仕方がおかれたこともありまして、こういう問題が生じておられると思うので、この点、今回の法案改正ではできないと思うのですが、今後の課題としてこれに取り組むつもりはございますんか。

○佐野政府委員 先生ただいま御指摘の、農林年金の場合に旧法から新法へ切りかえる時期がおくれたという点につきましては、確かにそういう経緯があったことは事実でございますが、私の方といたしましては、旧法適用者について新法適用者との間の比較で不利になるという事態をできるだけ改善をしたいというふうにはもちろん考えておるわけでございまして、ただいま申し上げました数字からもおわかりいただけますように、六十五歳以上の者につきましては既に旧法の最低保障額の方が上回っております、新法適用者でも逆転するのは困るという意味で旧法の最低保障額が適用されていくような状態になっておるわけでございまして、六十五歳未満の者につきましても新法の最低保障額に対する旧法の最低保障額の割合というのは逐年向上をしております、五十年代の初めには七四・何％という水準でございましたが、本年度におきましてはこれが八〇・二％にまでなる予定でございます。五十八年度の段階では七九・七％でございました。

私どもといたしましては、今後とも旧法の最低保障額と新法の最低保障額との格差をできるだけ縮めていくということについては、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○細谷(昭)委員 今回、寡婦加算額が据え置かれておるわけでありまして、これはどういう理由ででしょうか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

寡婦加算額は、この前引き上げましたのが五十六年でございますが、五十五、五十六と二年間の改正によりまして、それ以前の水準に比べますと画期的に引き上げたわけでございます。五十四年

六月改正の時点で、例えば六十歳以上の寡婦加算は四万八千円でございましたが、それが五十六年四月の改正で十二万円ということでございます。それから、子供二人を有する寡婦の場合、五十四年六月の改正時点で八万四千円でございましたものが、現在二十一万円になっておるわけでございます。

これだけ大幅なアップを行ったものでございまして、それを引き続きさらにどんどん上げていくということについてはいろいろバランス問題もございまして、その後寡婦加算のアップは行っておりませんが、先ほど田中先生からの御質問にもお答えいたしましたように、その結果遺族年金の水準が下がるということになっては困りますので、それは遺族年金の最低保障額をアップするということによって対処することにして、この次第でございまして。

○細谷(昭)委員 わかりました。つまり、八月の遺族年金の絶対保障額再引き上げということはそういうバランスをとるためといたしまして、やはり何といたしまして年金といたしましては、もちろん年金受給者本人の生活というのが基本なわけですから、その本人が亡くなった場合、やはり残された寡婦はもう大変だと思っております。そういう意味で、バランスということもあろうかと思いますが、ぜひこういう面も今後とも十分に手厚い対策をひとつとっていただくように私自身としても要望いたします、こういうふうに思います。

次に、大変細かい問題なんです、先ほど行革関連特例法の問題が出ましたが、先ほど行革関連特例法の問題が、重複を避けて、いわゆる行革関連特例法によって三年間公的年金の定率補助率一八％の四分の一が切り下げられた、これによって具体的には支障が出たと思うのですが、主な支障というのはどういうところですか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

私どもといたしましては、特例期間経過後適切に減額された分の補てんが行われれば、農林年金制度の運用には支障を生ぜず済みますことができ

ると考えております。だから、減額分の補てんやり方次第でありまして、補てんのよろしきを得れば大丈夫だと思っております。

○細谷(昭)委員 今お話がありましたとおり、これは補てんされればできるということでありまして、恐らくこの三年間このまま黙って補てんされないとすれば、当然これの帰結するところはそれだけの共済組合の事務運営その他にかかっていくということ、ひいては受給者そのものに負担がかかってくるということになるかと思うので

そこで、大蔵省に聞きたいのですが、先ほどもお答えがございましたが、六十年度は減額措置を絶対にやめるのかどうか、まずこの点の確約をしていただきたいと思います。

○小村説明員 先生御指摘のとおり、行革関連特例法は五十九年度まででございます。五十九年度におきまして特例公債償還という目標が当時ございまして、五十七、五十八、五十九の三年にわたって特例を講じたわけでございまして、現時点の財政状況を申し上げますと、五十九年度赤字公債償還という目標は達成できなかったわけでございまして、目標が六十五年まで延びました。当然行革関連特例法も財政再建期間の延長に及び延びるかという点、そうではございません、今後どういふふうにするかという点につきましては、六十年以降の財政改革等も勘案いたしまして、今後関係方面と御相談していく問題かと存じております。

○細谷(昭)委員 この点につきましては、大臣からひとつ御決意をお聞きしておきたいと思っております。これは一番最後で結構なんです。今言ったように、どんどん赤字公債の返還がおくれていると自動的にそういうふうになるということになりますと、三カ年のがさらに六カ年に延びていくという点では極めて重大な問題だと思っております。そういう点では極めて重大な問題だと思っております。今言ったように、これは農林年金だけではないわけですが、特に農林年金を所管されております大臣として、大蔵当局に対してのいわゆる御決意のほど

を最後にお聞かせ願いたい、こう思います。この問題はまた後から同僚議員から質問があると思っておりますので、これにとどめておきたいと思っております。

次に、これはわかるかどうか、私自身も皆さんの手元にそういう資料があるかどうかかわかりませんが、農協とか土地改良とか漁業協同組合、森林組合、こういうところの常勤役員、常勤組合長がおられるわけです。この常勤組合長は、定款によりまして理事の中から選出されるということになっておるわけですね。ところが、選挙ですので、たまに、非常に数は少ないと思うのですが、一期や二期やったというところで交代される場合があるわけですね。その場合は国民年金から農林年金、農林年金からさらに国民年金、こういうふうに変わるわけですね、その方々は、そして、国民年金の上乗せ部分であります農業者年金、この農業者年金はその組合専任役員をやっておる期間は結局は停止いたしますか、権利がなくなってしまうわけですね。したがって、国民年金に復帰した場

合、これは期限切れという形でせつ々かの農業者年金のいわば適用を受けられないという方々が現におられるわけでありまして、したがって、そういう方々の数が一体どれくらいおられるのか、農協関係、土地改良区その他、四つの団体がおりますけれども、おわかりになりましたら数をお知らせ願いたいと思っております。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

そういう事例があることは聞いておりますが、ちょっと数のところまでは来ておりません。御指摘があれば少し調べてみますが、そう多くはないと思っております。

○細谷(昭)委員 これは土地改良区とか森林組合とか漁協は非常に少ないと思うのです。問題は農協なんです、農協は調べておられますか。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、全部を含めてまだ数としては把握しておりません。ただ、農協の場合でもそう多くはないと思っております。

○細谷(昭)委員 私も非常に少ないと予想するわけでありまして、まずその人数を調査していただきたいということが一つ。

それから、たしか出稼ぎ等一時的に農林漁業を離れる人方のためには、農業者年金、これを言うなれば一時停止、それで復帰するという制度があるわけですが、こういう制度がありまして、今言いましたような非常に少数の、専従役員をやっているためにいわば農業者年金の適用を除外されてしまおうという方々に対してぜひとも同様の措置がとられるように調査をした上に検討をお願いしたい、こういうふうに思うのですが、この点はいかがなものでしょうか。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

細谷委員の御指摘のうち、まず数の問題につきましては調査をしてみたいと思います。

それから、短期出稼ぎ者同様の処理ができないかという御議論でございますが、これは農村社会の実態からいって心情としては私非常に理解できる点はあるのですが、なかなか制度的には難しいという御理解を賜りたいと思います。と申しますのは、一つは、農業者年金は国民年金の付加年金として構成されて、本体のいわゆる老齢年金を主体にし、老後保障を中心とした国民年金と団体共済との間には、厚生年金同様通算があるわけでございますが、政策年金としての問題になつてくると性格が本質的に違うという点がある。それから二番目は、この話はやはり厚生年金の場合と兼ね合いで考えていかざるを得ないという本質があるのです。

そこで実態はどうであろうかということいろいろ私も計算をしてみたのです。これは実は、はつきり申し上げると不利になる場合と有利になる場合とがあるのです。御案内のように、最近農協の職員で常勤役員等の方はかなり給料を取っておられます。そこで、農年の脱退時に農業者年金の所定の保険料納付済み期間を既に有している、そういう場合については経営移譲年金をもらえますので、単価の高い厚生年金と通算して考えます

と、むしろ金額的には農業者年金継続加入の方がかえって不利になる数字が出てくる場合があるのです。御指摘になりましたのは、要するに所定の保険料納付済み期間である二十年をたっていない場合につきましては、これは農協の組合長さんとしての給料の多寡によりますけれども、脱退一時金で処理されまして、後で経営移譲年金をもらえなくなるという場合が出てきて、その場合は不利になる。

要するに、前者の場合は一般的にはむしろそういう救済の必要はないし、後者の場合でも不利になる場合と有利になる場合があるわけでございます。こういう点はなかなか難しい問題でございますが、冒頭申し上げましたように、農村社会の実態からいっていろいろ勉強してみなければならぬと思います。制度の仕組み自体が違ふし、基本的には厚生年金との関係の問題をどう考えるか、いわば団体年金はそのアナログで考えざるを得ない本質があるということは御理解賜りたいと思います。

○細谷(昭)委員 ひとつ人数を含めまして、現行運用の中でできないかどうか。もしできないとすれば、今局長のお話がありましたとおり有利な場合と不利な場合がある、その不利な場合に限ってでも何らかの新たな措置ができないかどうか、こんな点も含めまして調査をしていただけないか、これを要望したいと思うわけでありまして、時間がございませんで、最後の質問に移りたいと思います。

先ほど、公的年金制度の改正が来年行われる予定だということで田中委員の質疑もございまして、多くの現在年金を受けられておる方々が、来年は自分たちも含めて変わるのじゃないかと大変御心配になっておる向きが多いわけでありまして、端的にお聞きしますが、来年の公的年金の改正は現行の受権者に対してはどんな影響を与えるでしょうか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

まだ検討は進んでいるわけではございませんけれども、既裁定年金については手を触れるべからざるものであるということは、検討に入る前提であると思っております。

○細谷(昭)委員 例えば今回の公的年金制度に準じて来年四つの共済が年金統合ということになりますと、ことしの年金制度と関連しまして一体農業者年金はどうなるのか。つまり、存続するのか、それともこの際検討せざるを得ないのか、そこら辺についてどうお考えでしょうか。

○森実政府委員 各種公的年金の改正ということをお前提にいたしまして農業者年金の姿をどう考えるかについては、現在研究会をつくって検討していただくところであります。私どもの基本的姿勢は、構造政策の推進上も、それから現に農村社会により早く定着しつつある実需の実態からいっても、どういう形で構造政策に資するよう存続するかという問題だろうと思っております。

○細谷(昭)委員 大変重要な問題であると思えます。既得権という、現在入っている人方と今後加入する人方とはおのずと違つたものが出てくると思うのですが、少なくとも現在加入しておる方々が不利になるような改正は絶対に避けるべきである、これだけは強く要望していきたいと思えます。

最後になりましたが、大臣にお伺いしたいと思います。

今までのいろいろな年金問題についてお尋ねしてまいりましたが、一つは、私はどうしても、その都度こういふ年金がどうだということでは、はつきり言えば金額については決まり切つたこと、このことを国会の審議という形でやるということについては、いろいろな点でいわゆる受給者にとつては、かなり問題が出てくる場合が多かつたわけでありまして、国会が開かれなければ年金は上がらないというところであります。したがって、あくまでも指標の決定ということが極めて重要ではないか、こういうふうに思うわけですが、その点についての今後の局長のお考えは先ほどお伺いしました。

た。大臣としてどういふふうなお取り組みをするつもりなのかということが一つ。

それから、行革関連につきましては、先ほど大蔵省では、極めて見通しとしては不確定要素が多い。したがって、まだ関連大臣がおるわけでありましてけれども、農林年金を所管する農林水産大臣として御決意のほどを承ると同時に、年金問題について、来年はいわゆる共済年金の極めて大きな改正が行われるわけでありまして、年金そのものを今の制度よりも悪くするということでは、何としても我々としても賛成できないわけなんです。

そこら辺、全体の高齢化社会ということに向かつての年金制度という問題がございまして、いろいろ財政的な問題もあらうかと思うのですが、大臣のこの点についての御決意のほど、この三点についてお伺いしたいと思います。

○山村国務大臣 農林年金におきまして年金額の改定率、これにつきましては公務員給与の改定率に準ずるといふことがルールとして定着しております。そういう状況でございます。今先生おっしゃいましたように、これを法律によらないで自動的にスライドするといふような仕組みが可能かどうかというところでございますが、これにつきましては、共済年金を扱っておる関係省とひとつ相談いたしまして検討してまいります。

それとまた、二つ目の、特例適用期間経過後の補助金縮減分、そしてその金利収入相当分の補てんにつきましては、ひとつ財政当局と力いっぱい頑張つてまいります。少なくとも、今ある農林年金制度というものよりも悪くなるような改正はしないようにしたいというぐあいに考えます。

○細谷(昭)委員 終わります。

どうもありがとうございました。

○阿部委員長 上西和郎君。

○上西委員 私は、農林年金の質問の冒頭に、健康保険のことに関して少しくお尋ねをしておきたいと思うのであります。

御承知のように、農林年金は厚生年金から独立をするその時点で、現行四つある共済年金制度の

中でただ一つ短期給付を持っていないという、あの意味では異常な形でスタートをしております。したがって、現実には長期給付だけの年金、こうなっておりますので、少しく厚生省側にまずお尋ねをしたいと思います。

○順次お尋ねをしてみたいと思いますが、一時期、厚生省は組合管掌健康保険をつくることについて大きくブレーキをかけた時期がありました。現在、そうしたことについてはどのような姿勢でおられるのか、このことをまずお尋ねしたいと思います。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

先生今御指摘のように、ある時期健康保険組合の設立についてやや消極的な時期がございましたけれども、今日におきましては、健康保険組合の持ちます小規模集団による利点、効率性、こういったところにも着目いたしまして、この認可については積極的な立場で対応いたしておるところでございます。

○上西委員 私、それとちょっと農水省の方にお尋ねしたいのですが、そういう時期があった。そうすると、私みたいなずっと地べたをはいずり回っていた男からの見方で申し上げますと、お上の態度、その方針不変と思ひ込むのが庶民大衆の気持ちでありました。私調べてみたら、約四十八万人の農林年金の被保険者のうち組合管掌健康保に入っているのは二十三人台だ、半分以下だ、こう聞いておるのでありますが、その中に、一回やっただけでも厚生省からだめだ、こう峻烈に拒否をされた、その体験をお持ちのところ、その衝撃に耐えかねて、その後組合管掌健康保の設立とか加入とか、そういうことにためらいがあるのではないかと。せつかく厚生省が今のお答えのようなことになっているならば、農水省としては農林年金の被保険者に組合管掌健康保の設立、加入、そうしたことについて積極的指導をなさるべきだと思ひますが、そのあたりはいかが相なっておりますか、局長、お答えいただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 私どもといたしましては、従来

組合健康保の設立を企てて厚生省から阻止されたというところについて、私どものところへアピールをしてきたという例は寡聞にして聞いておりませんので、そういう事態があったかあったか、つまりはかかずに存じませんが、御参考までに、農協系の健康保険組合で一番最近に設立されておりますのは五十五年六月でございます。五十年代に入りましてから設立されたものが五つほどございまして、五十五年以降は途絶えたのかというものはよく存じませんが、特に私どもとしてはそういう苦情は従来耳にはせずに来ております。

○上西委員 事情はわかりました。ただ、私が冒頭申し上げましたように、厚生省が一時期極めて厳しい条件を与えて、それによって結果的には組合管掌健康保の設立を断念させるという時期があったことは厳然たることでありますので、どうか農水省としても、農林年金を通じて組合管掌健康保を設立するよう、極端に言えば、わかりやすく申し上げますと促進をしていく、そして短期の部面でも農林年金の被保険者が救済されていく、こういうことについて積極的な指導と助言を賜りたい、このことを、あと数時間でポストをお離れになられまして改めて要職におつきになる佐野局長に心からお願いを申し上げますのであります。

○伊藤説明員 大変僥倖ながら、ちょっと補足をさせていただきますと思ひます。

先ほど、私、ある時期消極的に対応したということをお申し上げましたけれども、これは時期によりまして、実は健康組合というのは大体におきまして企業活動をベースとしたものでございまして、時期時期の企業の活動とかそういうもので、あるいは先行きその企業の消長をどう見るかというようなこともございまして、特に健康組合の場合には経済的な安定性というのが問題になりますから、非常に厳しく収支率等を見るときは時期もございまして、その結果として設立が厳しく受け取られたということがあってもわかりません。それから、実は農協の団体につきましては、大

きなところはかなりできておりますが、先生の御地元の鹿児島の方からも、五十六年ですか、一度お話を伺ったこともございまして。ところが、収支率といえますか、基本的には所得が非常に低い地域でございまして、組合の設立の認可基準のいわば人数という点では十分満たすわけでございまして、これは御案内のとおりであります。つまり、これは御案内のとおりであります。標準報酬が非常に低くて、全国平均の三分の二程度というところでございまして、保険料率が逆に非常に高くなるざるを得ない。そういうことで法定給付のほとんどにそれを食われまして、事務費にもなかなかお金が出ない。まして保健施設事業などはなかなかできないというふうなこともございまして、具体的な数字をいただいた上で検討していろいろそういった問題を申し上げたところその後話が来て、ないというふうな経過報告を聞いておりました。あえて抑えつけたというふうな、こういった事例ではございません。

なお、私ども、先ほど申し上げましたように、健康組合につきましてはできるだけ創意工夫をいたしてやっていくというのが今後の我々の健康保険に対する考え方、ヘルスを守っていく上でも非常に大事だということで、現在健康保険法にも取り組んでおりますところから、積極的に認可していく考えは持っております。ただ、基本的には財政的な基盤というところはどうしても見逃せない問題でございまして、そこところはひとつ誤解のないようにお願いしたいと思います。

○上西委員 厚生省側からさらにお答えがございましたから、私、逆に率直なお願いを申し上げます。

それは、組合健康保に対する事務費補助、月間の補助金は今二十三円です。年間三百円に足らぬわけでしょう。それだけしか出さずにおいて、厚生省くらい組合管掌健康保に介入している団体はないという極めて不愉快な体験を僕は幾つか持っているのです。僕は組合健康保の議員を長年やりましたから、何でもそんなに厚生は首を突っ込むの

か、内政干渉甚だしいという体験を持っているわけだ。だから、今あなたがおっしゃったことは、おっしゃり方はわかるのです。しかし、現実には受けとめているのはだめだということなんですよ。厳しいんです。だから私はぶつけておきますけれども、私の調査では、たしか今わずか二十三円です。年間三百円足らずの事務費を出して、おいて、いや付加がどうの、いや保険の負担率を経営主と被保険者でどうせいのあせいのと言って、余りにも小さなことまで介入し過ぎているという感を私は深く持っております。

ですから、今お答えがありましたから逆にボールを投げ返しますと、どんな設立を進めたいというのならば、少々の収支率などについては、組合健康保ができて、そしてさらに内部体制が固められて健康診断その他が進んでいけば収支率は当然改善されていくわけでありまして、どうかその辺についてはおっしゃった言葉どおりのことが現実には推進されるように、私は心から要請をしたいと思っております。

○伊藤説明員 健康組合の運営につきまして役所の方でかなり干渉がましいことを言っておられるような御指摘でございまして、実は健康保険組合というものは、これも御案内のとおり、いわば健康保険事業を政府管掌保険に代行するような形で、単に事務費に若干の補助金が出ているから干渉しているということではなくて、やはり公的な立場でのお仕事をお願いしたいということではない。むしろ申し上げておるわけでございまして、ただ、申し上げ方について、余りにも細かいことを言い過ぎて組合の創意を失うというふうなことではないように、これは厳に気をつけなければいかぬと思ひます。私ども今後そういうふうな指導してまいりたいと思ひます。

ただ、基本的にはやはり財政基盤、みんなが保険料を出し合って育てていく組合でございまして、それがだめになったら困るわけなので、そこ

それからなお、健康保険組合についても弱いところがあります。したがって、そういったところをお互いにカバーし合う共同事業というのが、これは健康連という団体を中心に行われておるものですが、そういった点におきまして、今後、従来や足腰が弱いと思うようなところでも認めていくということは考えていかなければいけません。これはいいかというふうに考えております。

○上西委員 お答えいただいたとおりでございます。今のお答えどおりの運用ができています。この私は信じて、農水省側の一層の指導と助言を重ねてお願いを申し上げておきます。

健康保険についてあと二つお尋ねしたいのですが、一つは被扶養者の認定基準です。

私、ここに「農林年金」の二十五周年特集号、三月号を持っておりますが、これの五十ページの最下段に「年金受給者が配偶者やご子息等の健康保険の被扶養者になれる場合、その適用の基準は、退職年金は八十万円未満（六十五歳以上は百三十万円未満）が目安となっているのに対して、障害年金は百三十万円未満まで被扶養者になれることになっています」ということは、当然退職年金その他もこの基準に入る、こういう考え方でよろしいのですか。

○伊藤説明員 その通知によりましては、障害年金ということで書いてございますので、そこまでは含まれないということでございます。（上西委員「遺族年金は」と呼ぶ）遺族年金はそこでは読めないということでございます。

○上西委員 ちょっと課長、私がお尋ねしたいのは、退職年金ならこまでだ、障害年金なら百三十万円だと出ているが、遺族年金は金額的にどうなるのですかということですか。

○伊藤説明員 農協関係の方でお出しいただいた通知というのは私の手元にはないものですから、被扶養者認定基準としてちょっと判断できないのをごさいますけれども……。

○上西委員 「農林年金」に書かれているのは、さつきから言いますように農林年金は短期は持つて

いないのです。これは「農林年金」の相談センターが加入者からの質問に対して答えている文章で、当然被扶養者認定基準に基づいて書いてある、この思うのですが、念のためから、遺族年金なら幾らまでか、こうお尋ねしているわけですか。僕は被扶養者認定基準について質問をするということとは通告してあるもので、明確にお答えいただきたいと思うのです。

○伊藤説明員 大変失礼しました。障害年金以外の年金受給者ということですから、九十万円未満の基準の対象に含まれます。

○上西委員 そこで問題が出てくるわけでありまして。厚生省は五十二年四月に保険局長通達で被扶養者認定基準の大変な改悪をやった。これはあえて厚生省がやった罪悪とまで私は言いたいのではありません。だから、結果的に公務扶助料をもらっている方で被扶養者から追い出された方がこの数年続出しているのです。この五十二年四月以降です。

つかぬことをお尋ねしますが、大臣は靖国神社に中曾根内閣の一員として御参拝になる予定ですか。お考えはどうでしょう、参考にちょっとお尋ねします。

○山村国務大臣 私は九段宿舎で毎日お参りしておりますので、別にそんなに深く考えておりません。

○上西委員 大臣、それから関係の皆さんにも申し上げたいのです。私はおじが二人戦死をいたしました。そのうち最初に戦死をしたおじは、日支事変の私の鹿屋の市では第一号の戦死者で、市民葬第一号になっております。私の家内の兄はレイテで空中戦で体当たり散華をした陸軍の操縦将校でありましたが、身近にそうした者を持つています。そうすると公務扶助料が出ますね。そうしますと、これは今百四十万になったけれども前はもっと低かったから、公務扶助料をもらっている者は五十二年四月時点で、極端に言えば全員被扶養者からはじき出されて国保加入を余儀なくされたのです。遺族年金しかり、障害年金しかりです。そうして、

公務扶助料をもらっているお母さんが亡くなつて、若くして未亡人になった方が今度遺族年金でもらう。同額ですから、同じなんです。息子を亡くしたお母さんが公務扶助料をもらっている、それもはじき出された。では、亡くなって今度は未亡人になった、軍国の妻と言っている、いよいよ、戦死者の未亡人は遺族年金をもらうが、同額です。そうするとやはりはじき出される。こういうことが現実に行われている。そしてそのことは、農林年金の被保険者の方々にも同等に打撃を与えているのです。

ですから、私は、まず厚生省側に、この被扶養者認定基準、大蔵省は非課税、非所得扱いをして全部収入だ、実収入だという形ではじき出している。このあしき保険局長通達を撤回するお考えはないのかどうか、このことについてちょっとお尋ねしておきます。

○伊藤説明員 被扶養者認定基準のとらえ方でございましてけれども、現在は被扶養者と同一の世帯に属している者につきましては、認定対象者の年間収入が九十万円未満、認定対象者が六十五歳以上の老年者あるいは厚生年金による障害年金の受給要件に該当する者については百四十万というような基準がございまして、なおかつ、そういう人たちが九十万円未満であつて、それを養う方が年間収入がその方の倍以上というような場合、それはその方にかかっている、つまりその方によって生計維持をしているというような関係を読んでおるわけでございます。

したがって、そういうときに被保険者つまり扶養する方と被扶養者との関係、これは生計維持関係でどうしても見るわけでございますから、そこを所得という形でひとつ判断するということでございますから、やはり実所得で見るのが妥当であらう、これを非課税所得であるから、それを例えればゼロという形でやりますと、また非常に逆転現象が出たりしまして奇妙なことも起きますので、その辺はやはり実収入で比較し

て、なおかつ生活の実態を考えて、生計維持関係があるかどうか、全体的な要素も照らしまして判断をするというのがこの通知の趣旨でございますので、撤回することは考えられないということでございます。

○上西委員 農水省の側も、そうしたあしき通達が流され、結果として四十八万人の農林年金の被保険者とその通達のために大変な打撃を受けている、この現実をどう考えていただいて、大臣を先頭に、こういう通達は撤回をする。しかも、御承知のように国民健康保険税は暴騰していますからね。ことしは三十五万でしよう、最高が。去年までは二十六万だったけれども、ぐんぐん上がっている。そしてお国のためにとうとう命をささげた方々の御遺族などがどんなに悲しき出されていく、こういうことが現実にごさいますので、農水省も厚生省に改善を迫り、農林年金の被保険者を救済していく、こういうことを私は強く要請したいのであります。そういうことを意味で、大臣が毎日朝晩御参拝なさるのも結構ですが、あわせてそういうことをやると、あややや男山村よくやつたと英霊が安んじられるのではなからうか、こう思いますので、ぜひお願いをしておきます。

三つ目は任意継続の問題ですが、農林年金の任継の組合員数は現在どのくらいありますか。

○佐野政府委員 お答えいたします。五十七年度末におきまして、二千九百四十五名でございます。

○上西委員 それでは厚生省側にこれをお尋ねしたいのですが、ざっと三千名近い方が農林年金の任継に入っている。この方々は当然健康保険の方でも任継を希望されておる、常識的に考えまして。そうしますと、問題が出てくるのです。農林年金の任継の方は前納が認められるでしょう。念を押しておきますが、局長、保険料の前納は任継の場合認められますか。

○佐野政府委員 御指摘のとおりでございます。

○上西委員 そうしますと、問題は、健康保険の方は前納を認めないのです。毎月十日までに最寄

りの社会保険事務所に持参をするか払い込むか、極端に言うとも一日おくれたら即座に資格喪失なんです。なぜ厚生省は——農林年金のことを言いましたが、厚生年金も一緒なんですね。厚生年金では前納を認める、健康保険では毎月払いだ、こういうような極めて不可解な処置をとって健康保険法の改定なんというのには聞かえませんか。衛兵衛さん、こう私は申し上げたいのですが、これを改善する意思ありや否や、これをお尋ねしたいと思ひます。

○伊藤説明員 御案内のように、法二十条の任意継続の被保険者につきましては、保険料納付の義務が毎月十日までに納入することということになっております。

それで、年金の方との比較におきまして前納制をなぜ認めないというお話でございますが、これは同じ任職といひましても、健康保険の場合と年金の場合とは若干性格を異にするというのが基本にございまして、私どもとしては一括払いという制度、前納という制度を設けておられないわけでございます。つまり、任職制度というのは再就職までの一時的な足踏み状態で、この間に再就職までの間を従来ある保険者の中でカバーしていただくという制度でございますので、またいつ復活するかわからないということもございまして、また、場合によっては結婚されるというふうなこともありますし、被扶養者になるというふうなこともあるわけですね。そういうことで非常な事態が変わりやすい。あらかじめ納めておいても、また返す手続というふうなこともなかなか煩瑣であるというふうなところから、従来健康保険法におきましては前納という制度を設けてきておらないところでございまして。

ただ、任職制度というのが特に高齢者のために活用されておるといふような実態から、最近、一括納入を認めてもいいのではないかという御希望があることは十分承知をいたしております。ただ、健康保険法の現在の建前からいいますと、現場の方で、有無を言わずとおっしゃったのです

が、正当な事由があればこれについては若干緩和できるような法律の規定が先般入っておりますので、その辺で窓口の緩和を図りつつも、なお、今御要望のような点がどういふ形で事務的にもうまく乗って処理できるか、今後検討させていただきますと思ひます。

○上西委員 今後検討したいとおっしゃいましたから、これ以上ここで追及しませんが、今の任職は、厚生年金の任職だつて農林年金だつて一緒でしよう。仮に再就職したら、前納しているのを精算しなければいけぬわけでしょう。

私は、当選してみてつくづく思うのです。各省庁の皆さん、国家公務員としての誇りに燃えて、日本のために国民のためにお仕事をなさっているとかたく信じて疑いません。だから、任職を認めているのなら、健康保険だつて厚生と同じように前納させる。そうして、煩瑣とおっしゃったけれども、国民の暮らしを守ってやらなければいけません。あなたは正当な理由とおっしゃったけれども、天変地異なら別。私が知っている限りでは、例えば子供さんが急病だ。夫婦で嫁ぎ先まで見舞いに行つて手当てして帰つてきて、行つたら日にちがおくれた。所長さん以下、大変お気の毒ですがだめです、こうなつちゃうのです。正当な理由なんというのはいかなかなか通りにくいのが現状なんです。

だから、同じ厚生省だ。健康保険法のこれだけの大改定をやらうとしている。あなた方はこうしたことに付いて、きちつと整理をした上で国民にその信を問うという姿勢をぜひとっていただきたい。そのことが結果的に農林年金の被保険者に大変なことを及ぼしていくわけでありまして、ぜひ前向きに、かつ迅速果敢にお取り組みを重ねて要請をしておきます。

次に、年金の關係で、以下年金の方に移らせていただきますが、先ほど来それぞれ委員の方からありましたように、今年年金統合法が時の話題の焦点になつてきております。この年金統合法に対して、農林年金としてはどういふ姿勢で基本的

に対応されようとしておるか、そのことをまずお尋ねしたいと思ひます。

○佐野政府委員 お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げたことでございますが、実は六十年改定、六十年改定が行われております。厚生年金、国民年金の方において行われております基礎年金導入等の改革の趣旨に沿った改革をまず実施するというのが六十年に行われるべき制度改正の趣旨でございます。

そこから先の六十年以降の制度間調整、七十年改定までの一元化というのはいさゝか長期展望になるわけでございます。したがって、私どもとしては、まず六十年改定で行うべき制度改正についてどういふふうに取り組むかということ、これをこれから検討に入りつつある段階でございますが、先ほど来申し上げておりますように、基礎年金の導入と申しまして、それが一体いかなる仕組みでつくられるべきものであるかということについては、いろいろ検討すべき問題がございまして、私どももいたしましては、基礎年金の導入という形で少なくとも制度の一部分については言うならば画一化、標準化と申しますが、そういうことは進むわけでございますけれども、農林年金の制度は制度発足の経緯に根差してそれ以来ずっと関係者の皆様方のためまい努力によって維持されてきた制度でございますので、そういう状況下におきまして、この制度が従来果たしてきた役割、歴史、現状というものを十分踏まえて、関係者の皆様方のコンセンサスを図りながら制度改正に取り組んでいくべきものであるというふうに考えておる次第でございます。

七十年改定に展望されております一元化という問題につきましては、今の段階で具体的な案を云々するのは尚早であるというふうに存じておりますが、私どもとしては、先ほど来申し上げておりますように、一元化とは申しまして、そのありようは非常に多岐的なものでございまして、その中で十分関係者の御意向を酌みながら対処してい

くことができるというふうに思っておりますし、そうしたいと思つておりますが、同時に、高齢化社会の進展の中で給付と負担の長期的な均衡を図るという大眼目につきましては、農林年金にとりましても避けて通れない課題でございますから、その点については関係者の皆様の十分な御理解を得ながら対処していかなければならないというふうに思つております。

○上西委員 少し具体的なお尋ねをいたします。現在の既裁定の退職年金受給者の中で原則共済方式と特例通年方式との比率は、農林年金の現実

はどのくらいになっておりますか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

通年方式が八割といふことでございまして、私どもも思つておりました。大体地方自治体でも七〇％は通年方式なんです。ところが、現在は八割、通年の方が高い、そういう通年方式をとっている方々が、今度の年金統合法が仮にあのまゝ通年と仮定しますと、それからあと裁定を受ける新規の受給権者の方々は、若干の時間の幅はかかりますけれども、結果として通年方式は大ダメージを受けますから、これから先農林年金の被保険者に変な悪影響を及ぼすのであります、そうした点についてのお考えはいかがなものでか。

○佐野政府委員 お答えいたします。

まず第一に、六十年改定に行われます改正は、いづれにいたしましても既裁定年金の受給権者につきましては手をつけないという考えでおりますから、その点については御心配のようなことではないというふうに思ひます。

それから、今後の問題につきましては、二月二十四日の閣議決定では基礎年金というものを導入するといふ、そういう制度の改革の趣旨に沿った改革を行うといふことでございまして、それ以上のことは現在の段階ではまだ何も決まっておらないわけでございますから、これにつきましては各方面の御意見を十分承りながら検討してまいりたいというふうに思つております。

○上西委員 ずばり申し上げまして、現在社会保険事務所に働いている方々の中では、窓口に見えても年金統合法の説明をしたくない。説明をしたから、今四十代くらいの方々はずつと厚年を掛けていて将来六十でもらう年金というものが、極端なことを言うと、今二十五年から三十年くらい掛けていて例えは四十八とか五十で出る年金額よりか、基礎年金は別ですが、本人の老齢年金に関する限り下回ることが出てくるわけです。そんなことを言ったら大変だということで、社会保険事務所に働いている方々の泣きどころになりつつある。これは少なくとも今起きている正しい一つの現象でありますから、率直に申し上げておきたいのであります。

そうすると、今おっしゃったように基礎年金云云とある。ところが、基礎年金五万円というのは、極論すれば三十六年四月一日から国民年金の保険料を完納している方が五十九年度の金額で五万円だ、こういうふうになっているのであります。したがって、みなし期間などを使ってこの保険料をこのごろになって納めたとか何とかという方々は五万円どころじゃない、下手すると一万円も出ないのじゃないか、こういうことになってきますので、余り安易に年金統合法の幻想に文字どおり幻想されないように、やはり農林年金の被保険者のいい意味での既得権を守り抜くというところできちっと年金統合法に対応いただきたい、私はこういう考え方を持っているのであります。その点については局長いかがでしょうか。

○佐野政府委員 繰り返しになりますが、現在閣議決定で決まっておりますところから申しますと、年金一元化というのは七十年というずつと先の目標でございまして、私どもがさしあたり検討すべき目標の六十年度改正というのはそのよほど手前にあるわけでございます。その段階で骨格が明らかになっていることといえば基礎年金ということでございます。

私どもといたしましては、今後の年金制度の改革の検討に当たりましては、負担と給付との長期的

的均衡を念頭に置いて高齢化社会に備え得る体制を整備するというところにつきましては、農林年金についても当然避けて通れない課題であるというふうには思っておりますけれども、さりとて共済グループとしての独自性あるいは共済グループの中での農林年金の特殊な経緯なり現状なりを没却して機械的にこれをくつつけてしまおうというふうな、そういう処理の仕方をすべきものではないということは十分わきまを置かざるを得ないのでございます。

○上西委員 お考えはわかりました。ぜひそうした考え方を堅持をされて、柔軟に対応されることを重ねて要望しておきたいと思っております。

次に、障害年金の問題ですが、現在は障害年金は退職後ということが給付条件でございまして、念のためお尋ねします。

○佐野政府委員 仰せのとおりでございます。○上西委員 そこで、私はお願いをしたことが出てくるわけでありまして、今さつき質問しました任意継続加入制度というのは、共済年金には本来なかった制度なんです。厚生年金の発展的な形で出てきた農林年金の独自のものとして、厚生年金の第四種被保険者のものが農林年金に認められている。だとするならば、障害年金の給付も在職中に支給していいではないかと私は言いたいのです。先ほど来我が党の委員の方々からそれぞれありましたように、農林年金の適用事業所の労働条件は必ずしもハイレベルではございません。いろいろ事業体、地域によつてはまだまだその地域のレベル以下のところもある。こういう中で障害年金の給付条件を満たすような体の状態になっている方々に給付とは別に厚年と同じように障害年金を併給をしていく、こういうことについてはどのようにお考えなのか。

○佐野政府委員 お答えいたします。厚生年金の場合の障害年金は、障害を受けてもそのまま在職しているという場合について、退職しなくても受給されるということになっておるのは御指摘のとおりであります。それからまた、退職して厚生年金の傘の下にある別の会社へ就職しても受給される。これはいずれもその場合には障害に伴って給付が相当下がるということを念頭に置いてこういう仕組みになっているものというふうに考えております。

農林年金の場合には、先生御指摘のように、これは農林年金に限りませず各共済制度共通でございまして、給付の要件として退職ということがございまして、障害年金に限らずすべてそうでございまして、在職中は給付をしないということになっておるわけでございます。

それで、この点は厚生年金に比べたら農林年金の方が不利だから、厚生年金に合わせれば退職を要件とすることなく給付を行つてはどうかという御指摘は、確かにごもっともだろうと私も思っています。ただ、私どもが心配をいたしておりますのは、ここで厚生年金と共済年金の方と比較をいたしまして、それで有利不利を論じて、その不利なところは厚生年金の方に合わせるといふ議論を展開いたしました場合に、実は共済の方が有利なところもいろいろあるわけでございます。そういう共済の方が不利なところだけつまみ食いの直すというのはいけぬというふうな反響が当然また予想されるわけでございます。そういう反響に遭遇して有利なところも不利なところも全部そろえてしまったら、結果的に最後は利害得失がいかなるものに落ちつくのだろうかという点について、私どもとしては心配な点がございまして、でございますので、先生御指摘の問題も、私どもとしては、今度の公的年金制度改革の問題の一環として、最後に結果的に損になつたやうなということにならないようなことを確かめられる環境のもとで検討するということにさせていただきますと思っております。

○上西委員 今、佐野局長のお答えの中にありますように、私はこういう言葉は好きじゃないのですけれども、よく官民格差と一言で言われますね。私は、制度間の不公平、矛盾だ、こういう表現をとるのが好きなんです、この中でたった一つ、民衆の矛盾がこれなんです。いわゆる共済年金のたった一つ厚生年金に劣るところと云うてよいでしよう。障害年金の在職中に給付しないというやつですね。国家公務員とか地方公務員とか、法律で一応の身分が保障され、賃金も一応のところまで保障されている方々が、万やむを得ぬ、恩給制度の残滓といましようか、そういう形で、退職しないと障害年金を出さないということについては、それが一理あるということをお認めないわけではございません。ただし、農林年金はあくまでも厚生年金から独立したものでしょう。極端に言えば、根っこは厚生年金と同根でございまして、だから任職を認めているんだ。だとするならば、ほかのいいところは共済年金と合わせまして、ただし、この一つについては、障害年金にだけは、いろいろな御配慮もあると思ひますが、ぜひ農林年金の加入者の方々のために、その方々の幸せを守るために、障害年金の在職中給付ということについて御努力あらんことを重ねて要請をいたしておきたいと思ひます。

それから、遺族年金の問題です。今度の年金統合法案の中で一つ大きな問題になっているのは、重度の障害の状態にある子供さんは、現在、遺族年金の受給権が年齢にかかわらずございまして、これが打ち切りになりますね、年金統合法案の中で、これについて少しひっかかるものですが、何か農林年金という立場でお考えがあるならばお示しをいただきたい。

○佐野政府委員 今回、厚生年金の方で重度の障害者について先生御指摘のような問題が起こっておりますのは、私どもとしては伺っている話でございますが、厚生年金は、従来、農林年金と同様に、重度の障害者については年齢制限がなかったわけでございますが、今度改正でそういうことになさる御趣旨は、逆に言いますと、二十歳以上の障害者の方には今度基礎年金が支給されるという事態に対応して、その間の調整としてそういうことをなさったのであるというふうに伺っているわけでありまして、そこで先生の御

○上西委員　わかりました。

第一点は、最低保障額の問題です。

○佐野政府委員 最低保障額につきましては

それから、新法の最低保障額につきましても、

○佐野政府委員　お答えいたします。

○上西委員

次は、標準報酬の下限の問題であります。

○佐野政府委員　お答えいたします。

歴史的な比較から申しますと、今回お諮りしてお

「委員長退席、玉沢委員長代理着席」

でしょうか。そうした意味合いで、この下限の引

ことが主張できるような数字ではないというふう

○上西委員 たたし、最後の方におつしやうな

農林漁業年金に加入をしたいと申し出ている団

人を入れたらどうかということが時々話題になり

では確かに入れてもよさそうな感じがするわけて

ございますけれども、どうも実際の人的構成から見ると、それになじまないように思っておりますので、これが落ちるといいますと、あとは特に思い当たるものはないというふうに思っております。

○上西委員 今のところ思い当たるものはないとおっしゃいますが、やはり広い世間でございまして、もし今後、賢明なる佐野局長の目をもってしてもひょっとして見落としたものが出てきたときは、ひとつよろしく御配慮をいただいで、なるべくそうした方々を幅広く包含して、大きな意味で農林年金の基盤を拡充強化していく、このことをあわせて御要請申し上げておきたいと思っております。

次に、農林年金とは直接関係ないことになるかもしれませんが、ここで山村大臣に所信を伺いたいことがあるのであります。それは何か。兵役期間の取り扱いであります。

勝つてくるぞと勇ましく、歓呼の声に送られて出ていった、戦い済んで捕虜収容所にほうり込まれて、ようやく日本に帰ってきた。この間の兵役期間について、国家公務員と地方公務員共済、この両年金を除いては一切今通算が認められていない。農林年金もその範疇に入るのであります。したがって、国家公務員と地方公務員の方々は、少なくとも兵役期間については、最高限四十年という制限があるにせよ、生かされているところ、同じように日本のために、国民のために命を投げ出して戦ってきた方々が、その勤めたところが民間企業であった、農協であったというだけのこと、兵役期間は一切見られていない。こんな不公平はないと思うのであります。

中曾根さんが盛んにいろいろなことをされますが、あんなことをするよりか、少なくともあの戦争で大変な犠牲を払ったすべての国民が加入しているすべての年金で、兵役期間を、一定の制限、四十年なら四十年の制限を設けてもいいでしょうが認めていく、そして、その原資は軍人恩給の方から出していく、こういうことについてはいかが

お考えでしょうか。大臣は私より年が若うございしますから、現実には軍人としての御経験はないと思えますけれども、少なくとも昭和一けたは一けた、あなたも戦争の惨禍は十二分に御理解いただき、身の周辺にたくさんの方々の救済のために、まづ農林年金に兵役の通算を認めさせる、こういうことを大臣として大英断をもって関係省庁に当たる御決意ありや否やを含めまして、御見解をいただきたいと思っております。

○山村国務大臣 今御質問にありましたとおり、公務員共済年金制度、これ以外には、国民年金、厚生年金、私学共済、農林年金、これが民間であるということで保険料や掛金に応じた給付を行うというところで、社会保険制度としては恩給期間たる兵役期間を通算して給付を行うことは困難だということでございますが、私個人はいたしましては、当然恩給期間というものを認めるべきだと思っております。

ただ、社会保険制度として難しいということでございますが、今何か総務長官の私的諮問機関であります戦後処理問題懇談会等で検討されておるといふことでございしますが、私としては積極的にこれは何とか——これは農林年金だけということにもいかないうことでございします。国民年金、厚生年金、私学共済、これらを担当する各省庁とも相談いたしまして、ひとつ頑張つてやっていきたいと思っております。

○上西委員 今は亡き佐藤元総理が、かつて沖繩の復帰なくして日本の戦後は終わらない、こういう名キャッチフレーズで御活躍なさったことを私記憶しておりますが、少なくとも社会保障制度あるいは公的年金制度でこの兵役期間の取り扱いの解決を見ずして年金統合法とか何とかということは、とてもじゃないが議論すること自体おかしいのではないかと。二十一世紀のビジョンとかいうようなことを言われますけれども、まず現実には数万人いる、言うならば戦争の犠牲者、こういった方々を年金制度の中でも救済していく、こ

のことは現実には与えられた私たちの任務ではないでしょうか。そうした意味合いで、大臣の今の答えどおりの御活躍、御健闘を心から御期待申し上げておきたいと思っております。

農林年金の最後のところで、ちょっと実物を出してお示ししますが、これは重度心身障害者日常生活用具の給付事業の一端を担う、視覚障害一級、二級の方が交付を受けられる視覚障害者用時計であります。マイクを通してみます。この時計は、このボタンを押しますと時々刻々視覚障害者の方に伝わるのであります。このように置いておけばいいわけですね。もう一つ、行動する方はこれでいいのです。これは厚生省がやっている制度であります。

ところが、これを案外知らないから、私、昨年選挙直前の三カ月間、私の居住する鹿屋市だけでこの時計を三十一個もらってあげました。その中に農協勤務の幹部職員のお姉さんがいたのであります。農林年金加入の方は、姉にこういう時計をもらってくださった大変ありがたうという時計の言葉を申し述べられ、そしてそのお姉さん、私も若うございしますが、その方からも涙ながらに電話をいただきました。

ところが、「農林年金を私何冊か見た、あるいは後から御質問しますけれども、農業者年金の「のうねん」などを見ますと、そういうことが一言半句ないのです。そして編集後記あるいは中には、これは一つのプライドがあつて結構だと思つておりますが、この「農林年金」の編集に携わっている者は年金制度に詳しい、こういう言葉なども散見されます。それなりに見識あることで結構だと思つておりますが、私が申し上げたいのは、そうした農林年金の長期の給付の問題だけではなく、せっかく日本政府が設けている社会保障や福祉の制度についてもこうした雑誌などを通じて広く知らしめていくことをぜひ怠りなくやっていただきたいと思います。そして、知らないために、無知ながゆえに結果的に損をしている、そうした方々が少なくとも農林年金の被保険者、加入者の中から

らはゼロになっていく、こういうことをぜひ実現をしていただきたいというお願いは私は心から申し上げました。また、本日をもって局長の職を去り、改めて要職におつきになる佐野局長に、そのことを含めてぜひ後任の方にしっかりと引き継ぎをされますことを心から祈念をし、農林年金に関する質問をここで終わりと、以下、農業者年金の方に入らせていただきたいと思います。

農業者年金についてお尋ねをいたします。まず第一は、何といつても保険料の大変な増高であります。本年四月から、トータルで月額一万二千七百五十円でございます。こんな金は、他の厚生年金に比べても、労働折半ですから、現実には農業者の方々が大変な目に遭つていく。に、この保険料が年々ウナギ登りに上つていく。もちろんあしきは国民年金の保険料のアップもあつて、農業者の方のアップ率を含めて大変なんです。これらについてはいかがお考えなのか、まずこのことからお尋ねしていただきたいと思つております。

○森實政府委員 まず数字で申し上げますと、夫婦二人の国民年金の保険料を加えますと、農家としての保険料負担は月額一万八千九百七十円というところになります。しかし、年金も制度の改善充実により増加しております。現在の時点で約十年で申しますと、平均の年金月額額は五万三千元というところになっていくわけでございます。

年金財政の長期収支の均衡という観点から再計算いたしてみますと、五十六年度のベースでは八千五百六十七円を設定する必要がある年金自体にあつたわけでございますが、急激な負担増を緩和するといふ意味で、五十七年一月の時点の五千五百円から毎年四百円ずつ上げていくという体制をとっているわけでございます。そういう意味におきましては、いろいろ御議論はあるでしょうけれども、農業者年金制度自体はまだ完全な給付段階にはなつておりませんし、また、全体の年金財政の収支状況は非常に難しい状況にあるという点から見て、こういう緩和措置を講じたということ

御理解賜りたいと思います。

○上西委員 これは、それ以上ここで突っ込んでどうしようということにならないでしようから、現に加入している方々の負担の限界を超えていたこの保険料の増高に最大限歯止めをかけていたのだと思います。とりわけ付加掛金四百円をばっちり強制加入させているのですから、こういった点については農林水産省としても厳しく対処をしていただきたい、こう重ねて申し上げておきます。

次は、経営移譲年金に關して幾つか具体的な問題提起を含めてお尋ねしたいのであります。

まず第一点は、私、最初の農林水産委員会の質問のときに申し上げましたが、経営移譲年金の資格条件の緩和はどうしてもできないのか。農業経営を一年に短縮をする、あるいは第三者に貸し付ける期間を五年間にする。そうでしょう、極端な言い方をすると、実際、経営移譲年金は五年しか出ないんだから。それを、どうしても十年間貸し付けろ、こんなことをやるから農業委員会泣かせになつてしまふ。現実に五十八年、去年一年間を見たつて、相当多数の方が農業者年金をもらえないまま六十歳を超えているはずであります。そうした現実を即して、そういったことについて具体的な取り組みはできないのかどうか。局長、どうでしょう。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

二つの点の御指摘があったわけでございます。まず、経営移譲の要件を緩和できないかどうか。

これは、使用収益権の設定という道を開くことによって大幅に受給者の範囲が広がったという事実があることをまず御理解賜りたいと思っております。また、そのことによって実は年金収支の状況が非常に悪化してきているということは事実でございます。農業者年金を将来とも安定した制度として定着させるためには、長期的な財政収支としてどこまで成り立っていくのかどうか、それからもう一つは、時代の進展に際して、構造政策純化ということが農政で叫ばれている折、いわゆる

構造政策上の効果を厳格に発揮できるように考えるべきではないかという問題があります。この二つの問題は、他の条件を固定して考えるならばむしろ非常に厳しく考えるという議論になるだろうと僕は思います。しかし、年金制度というものは、既に発生している既得権もあるわけですし、ある程度定着している実態もあるわけですから、そこはやはりもう少しドラスタチックなことはなかなかできるものではないし、またやるべきではないだろう。しかし、逆に言うと、今申し上げた前提があるということであれば、私は、緩和という問題は一般論としてなかなか難しい点があるというところは御理解賜りたいと思います。

そこで、特に第二点として使用収益権の存続期間を十年から五年に短縮する問題でございます。これは、実は上西委員のおっしゃったこともよくわかるわけでございますが、裏返して申し上げますと、経営移譲年金は五年間が限界なわけでございますから、むしろ六十五歳以上になつてからの農業経営の再開を誘発する、つまり、言葉は悪いかもしれませんが、制度の本旨を損ねた脱法的な行為が行われるということにもなるわけでございまして、そこら辺の兼ね合いが非常に難しいという問題があることは御理解賜りたいと思っております。それからまた農地法自体についても、御案内のように賃貸借の期間が十年以上のものについては許可を要しないということ、やはり農業経営としては十年たつかどうかということが一つの安定のメルクマールになつていくという、そういう制度的なバランスもあるということとは御理解を賜りたいと思います。

○上西委員 農業者年金の収支が悪化しているということをおっしゃいましたけれども、もとをたせば加入目標が当初二百万人だったのではありません。それが今百万を割っているわけでしょう。そういうふうな農業政策をやってきたんじゃないですか、大臣、局長と、私は逆に反問したいわけなんです。現実には二百万人の加入者が実現しておれば、農業者年金は少なくとも当初の計画でいけば今の

ような収支の状況にはなかつたはずだと、私は計数的には素人ですけれども、あえて申し上げたいのですよ。日本の農業政策の貧困の結果として、加入者が当初目標の二分の一以下に落ち込んでいます。そのことについて責任とか何とかじゃありませんけれども、現実にはそういったことがあるのではないかと意見を私は持つております。局長は首をひねつておられますが、やはり分母が大きいほど制度はいいわけですから、そういう意味で、素朴な意見であります、申し上げておきたいと思うのです。

次は、具体的な問題になります。このごろ五十代で死ぬ方がどんどんふえていく。昭和一けたばっかりなんて言われまして、私などもそれに該当する年齢なんでありまして、農業者年金加入期間中にとわすかで亡くなる、あと三年か五年というところで亡くなるという方が随分出てきていると思うのです。そういうときに、奥さんが農業を引き続きやっていくようなときに、残期間奥さんに加入を認めて、合計で奥さんに将来経営移譲年金を出す、こういったことについてはお考えはいかがでしょうか。

○森実政府委員 農業経営の実態論から奥さんの地位をどう見ていくかということは、各般にわたってあることは私も承知しております。

ただ、御案内のように、年金の受給資格というのは一身専属的な法的地位というふうに見ざるを得ない本質があるわけでございます。そういう意味におきましては、奥さん自身は実自分自身が国民年金に加入して受給者になることができるわけでございまして、私、その点はなかなか難しい問題点があるのではないだろうかと思つております。

ただ、釈迦に説法でございますが、もう既に被保険者が死亡した場合には脱退一時金と同じ死亡一時金が遺族に支給される制度に農業者年金はなつていくことは御理解賜りたいと思つております。

○上西委員 釈迦に説法とおっしゃるけれども、私もまだ素人でございますから、何と云つたって農水省きつての切れ者の森実局長には到底及びませんから。

そのことについては、難しいかもしれませんが、ぜひ御検討いただいて、農業をやつて奥さんもずっと国民年金だった、そういう場合に御主人が資格期間を満たさずに亡くなった場合に、脱退一時金とか何とか言わずに、残期間を奥さんに加入を認めて、そして合算して農業者年金を渡す、こういうことについてぜひ前向きにお取り組みをお願いしたいと思います。

具体的な問題で、寡婦年金の創設は考えられないか。今私が申し上げたのは、年数を満たさない場合に残された奥さんに引き続き継続加入を認める。今度の場合、加入期間を満たしていた、そうしてもらわないままに亡くなった場合は、国民年金の寡婦年金的な発想で経営移譲年金の二分の一を六十から六十五歳まで未亡人に支給する、また現に六十を過ぎて経営移譲年金をもらつていた場合でも、残年月分の受給資格がある部分については奥さんが六十から六十五になつたときに寡婦年金的な発想でせめて二分の一支給する、こういうようなお考えをお持ちにならないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○森実政府委員 寡婦年金の問題につきましては、農業者年金の制度成立以来あるいは改正ごとに方々から御議論をいただいている問題でございます。私どももいろいろ検討はしていることは事実なんです。

ただ、これも繰り返して申し上げて恐縮でございますが、国民年金の付加年金という制度になつていて、そして農業者の妻の老後の保障は、私が申すまでもなく国民年金により処理することになつていて、もし妻が六十五歳に達する前に夫が死亡したときは、基礎年金である国民年金に母子年金なり寡婦年金という遺族補償がある。そういう中さらに農業者年金に寡婦年金を押し込むというところは、保険制度の論理から見てもなかなか難しい点があるというところはひとつ御理解を賜りたいと思うわけでございます。

〔玉沢委員長代理退席、上草委員長代理

着席)

○上西委員 局長がおっしゃることは、それなりに私も理解できないでもないのです。ただ、現実に一万二千円を超える保険料が毎月徴求をされている。そして、あぐくの果てに一円ももらわないう、あるいは受給開始直後に亡くなったという、あるいは、残された未亡人になった奥さんに経営移譲年金の部分について寡婦年金的な発想はどうかということ、私は素朴にボールを投げかけておりますから、ぜひ御検討いただきたいと思うのです。

次は、先ほど細谷委員からも質問したことでありますが、農協の常勤役員だけじゃなくて、進出企業が結構ございますね。地方に、農村地帯に進出した企業、中小企業その他を含めて、そういうところが今不景気のおおりで倒産する、あるいは引き揚げる。そうしたときに、一年、三年、あ、いい工場ができたと言つて農家の方々が、農業者年金加入だった方がそこへ働きに行くと、当然のことながら社会保険適用、自動的に農業者年金脱退。そしてぼんやりした。そしてまた再び国民年金に返ったときに、わずかその三年、五年のことと農業者年金の方に何にもなくなる、こういうことが現実にあるわけです。ですから、私、農林団体の常勤役員のこととさることながら、そうしたことも踏まえて、その期間、例えば農林年金に入っていた期間あるいは社会保険適用事業所に勤務した期間等について国民年金のみなし加入期間的な発想は検討できないのか。その期間をみなしとして与える、受給資格として認めていく。ただし、年金の計算は保険料納入期間にとどめる。こうしたことは、厚生省のすばらしい知恵をおかりになつてもぜひ実現をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森実政府委員 いろいろ御指摘を受けます点について、必ずしも前向きでない回答ばかりを申し上げてはなはだ恐縮に存じておりますが、確かに上西委員御指摘のように、いわゆる農林年金との関係だけではなく、やはり基本的には厚生年金

の関係をどう見るかという問題だろうと私も思います。しかし、御存じのように、農業者年金自体が国民年金の付加年金として仕組みられておりまして、制度としては全く農業者年金には通算ということ

は論理的に出てこないという問題があること。それから短期の出稼ぎ者等につきましても、実は現行法でも農林の出稼ぎの実態に着目して解決してやうと申し上げましたが、それから、実は先ほど申し上げた意味での経過期間でございしますが、農業者年金自体がかなり定着して長期のものになれば、私はその問題は実質的には解決する場合がある。特に具体的な問題としては、厚生年金を受給する場合、給与のベースが非常に高いような場合はトータルとして見る上利な場合も考えられる、こういったいろいろな点から見まして、なお検討しなければならぬ課題とは思いますが、今の年金収支の状況なり制度の特殊な性格から見て、なかなか難しい点があることは御理解を賜りたいと思ひます。

○上西委員 局長のお答えは、先ほどから申し上げますように大変苦渋に満ちたお答えだ。私が申し上げることはよく理解できながらも対応できないもどかしさすら感じるものでありますが、そうはいっても、こうした制度は基本的にどう加入者をよくしていくかというものがなければ絵にかいたもちに終わると私は思うのです。そうした意味合いで、なかなか難しい条件はおありでしょうか、加入者、被保険者の立場で率直に要望をぶつけているわけでありまして、ぜひ前向きにお取り組みをいただきたい、このように考えます。

次は、前回も申し上げたことであります。今度「のうねん」に相談コーナー的なものが設置をされて、これは森実局長がそれこそ果敢に実行に移されたことだと改めて敬意を表しますが、あと一つ、せっかくきょうは厚生省もお見えであります、国民年金の給付の問題についてももっとページを割いてでも知らせるべきではなからうか。農年の給付関係だけではなくて、国民年金、とりわけ障害年金、寡婦年金、遺児年金、こうした問題等についてもっときめ細かく「のうねん」等を通じて伝達をいただきたい。

というのは、先ほど寡婦年金とかいろいろおっしゃったけれども、御不幸があった、そうすると地域の有力者、町内会の役員、民生委員等が来て、あか金が要るだろうと言つてばつと走つてくる。市役所、町役所で死亡一時金をもらつてくる。そして、あしたの坊さんのお布施はこれで足りるだろうとやっちゃう。その場はありがたい。四万か五万あるから、まあ助かったとなる。ところが、それをもらっちゃたら寡婦年金はもらえないのです。十分御承知と思ひます。この選択制をとっていることが厚生省けしからぬと私は言いたいだけども、答弁は結構です。そういうこととがあるの、選択制になつていくことも踏まえて、農年加入者は即国民年金加入者だ、このことを徹底的に御理解いただきたい、他の制度、国民年金の制度について「のうねん」等を通じてより一層きめ細かに周知徹底を図っていただきたい、こう考えますが、いかがでしょうか。

○森実政府委員 御指摘の点は、私も全く同感でございます。やはり付加年金であります、国民年金自体を十分理解していただければこの問題も理解していただけないわけでございますから、御指摘の点は、役所といたしましても農業者年金基金といったしましても十分検討するよう心がけさせたいと思つております。

○上西委員 あわせてまして、私それこそ地べたをはいずり回つてきておりますから、あちらこちらで聞くのは、経営移譲年金をもらうときに、極端な言い方をすれば贈与税をふんだくられた、こういう声をしばしば耳にするのであります。農業者年金の係の方とか農業委員会あたりに行くと、いやそれは事実上免税措置があるんだ、こういうことになるとはなるのですが、例えば満五十九歳になつた方はわかるわけですから、そういった方々に何ら

かの形で、経営移譲年金を受給される、名義変更のときに贈与税等がかからない制度があるんだというところ、裁定を受ける以前に何とか知らせる方法はとれないのかということがありますが、いかがでしょうか。

○森実政府委員 ただいまの件につきましては、実は私、上西委員から御質問の通告を受けまして、事の意外に驚いております。

もう私が申すまでもなく、後継者移譲につきましては、農地の全部及び採草放牧地の三分の二以上を一括して推定相続人の一人に贈与した場合については徴収猶予があり、さらにそれは相続猶予にリンクして、二十年間農業経営を維持した場合においてはいわゆる大幅に相続税が減免されるという形になつて、この制度はそれなりに定着してきていると思つております。

それから、第三者に移転する場合につきましては譲渡所得になるわけでございします。これにつきましては、実は五百万円の特別控除が認められておりまして、多くの場合はほとんどこれでカバーされてゐる。市街化区域の農地あたりでどう考えるかという難しい問題はあるかもしれませんが、カバーされているという実態にあるわけでございます。

その意味で、なおそういう実態があるのかどうか、私も十分把握いたしまして、これは農業委員会が主としてPRに当たつていられる仕事でございしますから、農業委員会にも考えていただいて、そういう相続税制の優遇の実態については、よく理解をしていただくように努力いたしたいと思ひます。

○上西委員 農水省がそうした努力をなさつたことを、私、何も否定してはいるのじゃないのです。しかし、結果として現実に贈与税をふんだくられていいると私が言つたのは、やはり頭に来ておるわけですよ。経営移譲年金をもらうために子供に譲つたのにこうなつちゃうので、その辺きめ細かな、より具体的に、しかもそれが加入者に広がつていくような手だてを、それこそ迅速に実現されますことを心からお願いしたいと思ひます。

してその借りた金に對しましては利子をつけてな
します。こういうことを答弁しておられるわけ
です。そこで、それじゃ返す場合における利息とい
うのは一体どうなるのだ、六十年から返すのかと
いうことである議論いたしましたけれども、
返す時期というものはいわゆる年金の財政安定が
損なわれないという期間内に返しますということ
に実はなっているわけでありまして。この際、
農林大臣は農林年金の場合においては昭和七十
年ころまでは心配なく年金運営というものがや
ていられる、こういう見通しである、こういうこ
も答えておられるわけでありまして。

そこで私はお聞きしたいわけでありまして、
も、今佐野局長といういろいろやりとりをやりま
した、七十年を目途にして公的年金の一元化を政
府は目指しているわけですね。一元化ということ
は、全部同じような状態にしようということを目
指しているのだと私は思っているわけですね。結
構なことでありまして、これはまた非常に難
しい話だと私思います。しかし、そういうような
方向でいっているときにおきまして、財政再建が
五十九年で予定どおり再建がなされてしまえばよ
かったわけでありまして、これがなすことが
できなくなると、今では六十五年ということにな
るわけですね。そうすると、この三カ年間で約百
六十億圓くらい貸したことになるわけですね。
その金はいつ、利息をどの程度に払って
もらうつもりなのか、財政の再建の見通しが狂っ
てきた時点でももちろん大蔵省とお話をされたと思
いますが、それらの経過につきまして御説明を願
いたいと思うわけですね。

○佐野政府委員 お答えいたします。
今松沢先生の御質問がございましたが、松沢先
生の御質問のときの議事録を読んでおったのでご
ざいます。それによりますと、当時の渡辺大臣
は「仰せのように、三年先になつたら確実に財政
がよくなるかという、わからない、これはわか
りません。したがってはっきり書けない。」返し方
ですね。「財政が確実によくなれば一度に返すと
いうこともできるでしょうが、そのときの財政事
情を勘案して、年金財政にも支障を来さないよ
うにしながら、財政当局の事情もごしんしゃく
いたして、一度に返すか、何年かけるかというよ
うなことをそのときに決めさせていただきます。
こういうことなので、わざとそこははっきりと固
定的に書かないで、そのときの財政事情を勘案し
ながらお返しをする、こういうことになったわけ
でございます。」というふうな答弁しておられる
わけですね。

私もまさにそういうことであるというふう
に思っておりますので、これから財政当局との間
で御相談を進めていかなければいけないわけでご
ざいます。私も、私どももいたしましては、年金財政
に支障を来さないというところは国の財政事情云々
ということのためにないがしろにされていいこと
ではございませんので、あくまでも年金財政の健
全性を維持するという見地に立つて財政当局と御
相談をしてみたいというふうに思っております。

○松沢委員 これについて、大蔵省はどんなお考
えなんですか。
○小村説明員 行革関連特例法に基づく年金国庫
負担の減額及びその利息分については、先ほど
経済局長からも御答弁ありましたように、将来に
わたる年金財政の安定を損なわないよう、かつ特
例適用期間経過後において国の財政状況を勘案し
つつ、できるだけ速やかに繰り入れを行うという
ことを繰り返し御答弁申し上げているところでご
ざいます。

○松沢委員 私の心配するのは、六十年から手
をつけて、六十一年から年金の中身は変わっていく
でしょう。農林年金の中に基礎年金というものが
できることになりましたか、あるいはまた基礎年金
というところに連合した一つのものができ上がる
のか、それはよくわかりませんが、いずれに
いたしまして今の農林年金制度とは中身が変
わってくる。そうすると、例えば基礎年金のこ
ろに国庫補助が仮に三割入ることになると、今ま
での一八%というのはそれでも返してよこすこと
になるのか、こつちの方に出したからこつちの方
は削るのだということになるのか、そういうこと
に私は非常に疑問を持つわけなんです。年金問題
は、つまり金の問題なんですよ。だから、日本の
平均寿命はうんと延びまして、老後
保障をやっていく。金を出す方法としては、掛金
を上げるかどうかという問題が一つあるでしょ
う。それから、給付の年齢を引き上げるとどう
いう問題が一つある。それから、給付額を引き
下げるという問題も一つあると思うのです。それ
ともう一つは、国の方の財政援助という問題、こ
の四つが絡んでいくと思うのです。そういう
点からいまして、返す返すと言っているが
ら、年金制度の内容をどういうふうにして変え
る、ああいうふうにして変えるということ、七
十年までのうちにどうもつき変わってしまった、
それで一八%返すつもりであったのも変革する中
で返したのか返さぬのかわけのわからぬ結果にな
るおそれがあるんじゃないかということを心配し
て私はお聞きしているわけなんです。そういう
点はどうなんですか。

○佐野政府委員 お答えいたします。
特例法によりまして縮減された金額が幾らであ
るかを計算するにすぎましては、一八%をベース
にしてそこから起算して幾ら縮減されたかという
ことを計算するわけでございますから、今後予定
されております年金の制度改革でいかような事態
が起きますし、特例期間について縮減され
た金額の計算の起算点がそれによって動いてし
まうわけではございませんので、その点は先生御
心配のような事態は起こらないはずというふう
に私は思っております。

○松沢委員 じゃ、確認しますけれども、基礎年
金というものを導入して、基礎年金に對して財政
的な補助が仮にあった、そして基礎年金ができ上
がった、しかし貸した金は貸した金なんだから、
基礎年金に補助があったとしてもそれは別問題
だ、一八%の四分の一貸したのだから、総額にし
て百六十億、しかも年々分けて貸しているわけ
です。年々だから、年ごとに金利も下がってくるで
しょう。それじゃ、そのものは返してもらおうの
だ、こういうのははっきりした確認はして差し支えな
いんですね。

○佐野政府委員 お答えいたします。
特例法の七条一項によりますと、「特例適用期
間における各年度に係る農林漁業団体職員共済組
合法第六十二条第一項第一号の規定による国の補
助については、同号の規定にかかわらず、同号に
掲げる額の四分の三に相当する額を当該補助の額
とする。」ということでございますから、これは、
この規定によつて縮減された金額が幾らであるか
ということが今後の年金制度改革によつて動く
わけはないというふうなことでござります。

○松沢委員 金額というのは毎年出しているの
から、それはわかります。要するにそれを返し
てよこすのかよこさぬのか、こういうことであ
つて、しかもそれはカットしたのです。カットし
たのを、借りました、貸しましたというその当時
の大蔵大臣と農林大臣が国会で確認し合っただけ
なんです。だから、貸したところの証文というの
はあるのですか。

○佐野政府委員 お答えいたします。
それが第七条の第二項でございまして、第七
条の第二項によりますと、借りた金額というのは、
「特例適用期間における各年度に係る農林漁業団
体職員共済組合法第六十二条第一項第一号に掲げ
る額と前項の規定により現に補助した額との差
額」というふうに書いてございまして、これは
法律に書いてあることでございまして、これ以上
正確なことはないと考えております。

○松沢委員 それじゃ、それを農林大臣はいつ返
していたかというお気持ちになつておられるの
か、お伺いしたいと思います。
○山村国務大臣 行革関連特例法によりまして五
十七年から五十九年にかけての補助金縮減分につ
いて、農林年金の財政安定が損なわれることにな
り、特例適用期間経過後において、国の財政

て百六十億、しかも年々分けて貸しているわけ
です。年々だから、年ごとに金利も下がってくるで
しょう。それじゃ、そのものは返してもらおうの
だ、こういうのははっきりした確認はして差し支えな
いんですね。

状況を勘案しつつ適切な措置を講ずることとなつておるということでございます。

そこで、私といたしましては、当初からの考え方を變更することなく、金利をつけて縮減分は返済したくというつもりでございますし、今後とも財政当局とその線で折衝してまいるつもりでございます。ただ、国の財政状況を勘案しつつ考慮するということもございまして、私としては、大蔵省許してもらえらるる早返していただきたいという気持ちでございます。

○松沢委員 少なくとも六十一年から年金の内容が變わってくるわけなんです。特例法から言うならば来年から返済期に入るわけですから、やはり六十一年度前に返還してもらつておくのが一番心配ないじゃないか、こう思いますが、どうですか。

○山村國務大臣 大蔵省と交渉してみます。

○松沢委員 ぜひ交渉していただきたいと思いますが、大蔵省の方は、六十五年まで再建の見通しがつかぬ財政の状況だということになると、そういう交渉をやつた場合においては、それにもかかわらず、それはそれとしてやはり三カ年間の借りのだから、六十年から返済期に入つてくるわけだから、六十一年度で返してくれ、こうなれば、返しませうという状況ですか。そういう態度で臨まれるのですか。どうですか。

○小村説明員 特例期間経過後速やかにお返しをするということをやつておるわけでございますが、反面、国の財政状況も勘案しつつということとございまして、残念ながら今明確にいつからお返しをする、減額分を補てんするということをお答えできるような状況ではございません。

○松沢委員 いつ返すなというところは、ここではなかなか答えが出てこないと思つております。思つていますけれども、年金改革はどんでんやれやれで、金は返すんだと言ひながら、七十年が過ぎてしまつたら、借りたんだかもらつたんだかわからぬ状態が必ず来るのではないかと私は思うのですよ。だから、そこで何回も何回も同じこ

とを念を押しているわけなんです。

やめですが、農林大臣、とにかく佐野さんは佐野さんで今度水産庁の長官なんでありまして。きょう一日限りでありまして、こう責めてもどうしようもないと思ひますけれども、農林大臣は厳として農林大臣なんでありまして、そういう点、近にまた一般質問をやりまして、それまでの間に、大蔵省と、その辺どうなるんだか、それからもう一つは、基礎年金を共済年金の中に導入せよというところは、一体どういふことをどういふふうにしてやれよということなのか、そういう点をはっきりと答えるようにしておいていただきたいと思ひますが、どうですか。

○山村國務大臣 早速大蔵省の方の感觸を探つてまいります。

○松沢委員 じゃ、これで終わります。
○上草委員 長代理 次回は、来る十日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後五時三十七分散會

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律

肥料價格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料價格安定臨時措置法

第一条中、「あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備し」を削る。

第二条第一項中「第五条の輸出会社を除き、」を削る。

第五条から第十三条までを削る。

第十四条中「又は第十一條第一項及び「並びに輸出会社の行なう正当な行為」を削り、同条第二号中「若しくは第三項又は第十一條第二項若しくは第三項」を又は第三項」に改め、同条第三号中

「次条第五項」を「次条第三項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「若しくは第三項又は第十一條第二項若しくは第三項」を「又は第三項」に改め、同条を第五項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同条第五項中前二項を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第六項とする。

第十六条第一項中「（輸出会社を除く）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第七項とする。

第十七条の前の見出し及び同条を削る。

第十八条中第十六條第一項若しくは第二項を「前条第一項」に、「これらの」を「同項」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八項とし、同条の前の見出しとして「罰則」を付する。

第十九条中「前二條」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第九項とする。

第二十條及び第二十一條を削る。

附則第二項中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十四年六月三十日」に改め、附則第三項から第六項までを削る。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林水産省設置法の一部改正）
3 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第十号中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）
4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百

七十五号）の一部を次のように改正する。
第十條第四号中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

（国家行政組織法の整理等に関する法律の一部改正）
5 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九十七條のうち、農林水産省設置法第三條の次に一條を加える改正規定中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

第九十八條のうち、通商産業省設置法第三條の次に一條を加える改正規定中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

理由

最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料の價格の安定を図るため肥料價格安定等臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和六十四年六月三十日まで延長し、あわせて日本硫酸輸出株式会社の解散に伴い同株式会社に係る規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、農産物の自給度の向上を促進し及び農産物の備蓄を確保するため、主要農産物の生産及び備蓄に関する長期の計画等の策定に関し必要な事項について定めるとともに、

当該計画等の達成のため必要な農業生産体制の整備を推進するための措置を講じ、もつて国民に対する食料の安定的な供給を図るとともに、農業従事者の所得の増大及び生活水準の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「主要農産物」とは、穀類、果実、野菜その他の農産物及び畜産物であつて国民の生活上若しくは農業経営上重要なもの又は重要となることが見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

(国の長期計画)

第三条 国は、政令で定めるところにより、主要農産物の需要に関する長期の見通しに即応した主要農産物の生産及び備蓄に関する長期の計画(以下「国の長期計画」という。)を定めるものとする。

2 国の長期計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 主要農産物の種類別の需要の長期の見通し
二 主要農産物の種類別及び地域別の生産数量の目標

三 主要農産物の種類別の備蓄数量の目標
四 前二号の目標を達成するために必要な次の事項

イ 農業の用に供する土地の開発及び利用に関する事項
ロ 農業経営の共同化及び近代化に関する事項

ハ その他農業生産の振興に関する事項
五 主要農産物の輸入に関する事項

3 国の長期計画は、前項第二号の目標を達成すべき年度における主要農産物である穀類及び豆類の生産数量の国内における需要量に対する割合が百分の七十以上となり、かつ、同項第三号の目標を達成すべき年度における主要農産物の種類別の備蓄数量の国内における需要量に対する割合が、主要農産物である穀類であつて食料の用に供されるものにあつてはおおむね十二分

の六、主要農産物である豆類及び主要農産物である穀類であつて飼料の用に供されるものにあつてはおおむね十二分の三となるように定められるものとする。

4 農林水産大臣は、国の長期計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

5 農林水産大臣は、国の長期計画の案を作成する場合に、あらかじめ、都道府県知事、全国農業協同組合中央会及び全国農民組合連合会に協議するとともに、総合食料審議会の意見を聴かなければならない。

6 内閣は、第四項の規定により国の長期計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。

7 農林水産大臣は、前項の規定により国会の承認を受けたときは、遅滞なく、国の長期計画を公表しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、国の長期計画の変更について準用する。

(国の年度計画)

第四条 国は、毎年度、政令で定めるところにより、国の長期計画に基づいて、前条第二項各号に掲げる事項について当該年度における主要農産物の需要の見通しに即応した主要農産物の生産及び備蓄に関する計画(以下「国の年度計画」という。)を定めるものとする。

2 前条第四項から第七項までの規定は、国の年度計画の決定及び変更について準用する。

(都道府県の長期計画)

第五条 都道府県は、政令で定めるところにより、国の長期計画を基本として、第三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項について当該都道府県の区域における主要農産物の生産に関する長期の計画(以下「都道府県の長期計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県は、都道府県の長期計画を定める場合には、あらかじめ、関係市町村長、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県農民組合連合会に協議するとともに、都道府県農業生産振興

審議会の意見を聴かなければならない。
3 都道府県は、都道府県の長期計画を定める場合には、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 都道府県は、都道府県の長期計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、都道府県の長期計画の変更について準用する。

(都道府県の年度計画)

第六条 都道府県は、毎年度、政令で定めるところにより、第三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項について当該年度における当該都道府県の区域における主要農産物の生産に関する計画(以下「都道府県の年度計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県の年度計画は、同の年度計画を基本とするとともに、都道府県の長期計画に即するものでなければならない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、都道府県の年度計画の決定及び変更について準用する。

(市町村の長期計画)

第七条 市町村(政令で定めるものを除く。以下同じ)は、政令で定めるところにより、都道府県の長期計画を基本として、第三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項について当該市町村の区域における主要農産物の生産に関する長期の計画(以下「市町村の長期計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、市町村の長期計画を定める場合には、あらかじめ、当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び市町村農民組合に協議するとともに、市町村農業生産振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村は、市町村の長期計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 市町村は、市町村の長期計画を定めるときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、市町村の長期計画の変更について準用する。

(市町村の年度計画)

第八条 市町村は、毎年度、政令で定めるところにより、第三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項について当該年度における当該市町村の区域における主要農産物の生産に関する計画(以下「市町村の年度計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村の年度計画は、都道府県の年度計画を基本とするとともに、市町村の長期計画に即するものでなければならない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、市町村の年度計画の決定及び変更について準用する。

(農業者の生産計画)

第九条 農業者は、政令で定めるところにより、主要農産物の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を作成し、その生産計画が市町村の年度計画に即している旨の市町村長の認定を受けることができる。

2 生産計画には、主要農産物の種類別の生産数量の目標を記載しなければならない。

3 農業者は、第一項の認定に係る生産計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その変更後の生産計画が市町村の年度計画に即している旨の市町村長の認定を受けなければならない。

(計画の達成のための施策)

第十条 国は、別に法律で定めるところにより、第三条から前条までの計画の達成のために必要な農業の用に供するための土地の開発及び利用、農業経営の共同化及び近代化、主要農産物の価格支持、主要農産物の流通の合理化並びに農業者の負債の整理に関する施策を講ずるものとする。

2 政府は、前項の法律に規定するもののほか、

同項の施策を実施するため必要な財政上及び金融上の措置を講ずるものとする。

(報告)

第十一条 市町村長は、毎年度、都道府県知事に對し、市町村の長期計画及び市町村の年度計画の実施に關する状況を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、農林水産大臣に對し、都道府県の長期計画及び都道府県の年度計画の実施に關する状況を報告しなければならない。

3 政府は、毎年度、国会に對し、国の長期計画及び国の年度計画の実施に關する状況を報告しなければならない。

(総合食料審議会)

第十二条 農林水産省に総合食料審議会を置く。

2 総合食料審議会は、この法律及び総合食糧管理法(昭和五十九年法律第 号)によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、農林水産大臣の諮問に應じ、主要農産物の自給及び備蓄に關する重要事項を調査審議する。

3 総合食料審議会は、前項に規定する事項に關し、農林水産大臣に建議することができる。

4 総合食料審議会は、学識経験を有する者、農業者及び一般消費者のうちから、農林水産大臣が任命する委員二十五人以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、総合食料審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県農業生産振興審議会及び市町村農業生産振興審議会)

第十三条 都道府県に都道府県農業生産振興審議会を、市町村に市町村農業生産振興審議会を置く。

2 都道府県農業生産振興審議会又は市町村農業生産振興審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に應じ、主要農産物の生産に關する重要事項を調査審議する。

3 都道府県農業生産振興審議会又は市町村農業生産振興審議会は、学識経験を有する者、農業者及び一般消費者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する委員十五人以内で組織する。

4 前項に定めるもののほか、都道府県農業生産振興審議会又は市町村農業生産振興審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

理由

農産物の自給度の向上を促進し、農産物の備蓄を確保することにより、国民に対する食料の安定的な供給を図るとともに、農業従事者の所得の増大及び生活水準の向上に資するため、主要農産物の生産及び備蓄に關する長期の計画等を策定するとともに、当該計画等の達成のために必要な農業生産体制の整備を推進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約七十五億円の見込みである。

総合食糧管理法

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この法律は、国民食糧の確保及び国民経済の安定を図るため、総合的に食糧を管理することにより、その需給及び価格の調整並びに配

給に必要な流通の規制を行うことを目的とする。

(主要食糧の定義)

第二条 この法律において「主要食糧」とは、米、穀、大麦、はだか麦、小麦、大豆、とうもろこし、こうりやんその他政令で定める食糧をいう。

(米穀の政府買入れ)

第三条 政府は、農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に關する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「生産振興法」という)第九条第一項に規定する計画に従い生産された米穀を、政令で定めるところにより、その生産者が第二十一条第三項の集荷業者に委託をして又は直接行方売渡しの申込みに応じて買入れなければならない。

(米穀の政府買入れの価格)

第四条 前条の場合における米穀の政府の買入れの価格(以下「生産者米価」という)は、政府が、政令で定めるところにより、当該米穀に係る稲の作付時期前の政令で定める期日までに、全国農民組合連合会(以下単に「農民組合」という)の代表者との協議に基づき定めるものとする。

2 政府は、前項の規定により生産者米価を決定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

3 第一項の規定により定められた生産者米価は、経済事情の変動が著しい場合には、政府は、農民組合の代表者との協議に基づき改定することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

第五条 農民組合の代表者又は農林水産大臣は、前条第一項又は第三項の協議が調わない場合には、生産者米価の決定又は改定につき、別に法律で定めるところにより設置する価格等調整委員会(以下単に「価格等調整委員会」という)にあつせん又は調停の申請をすることができる。

2 価格等調整委員会は、前項の申請があつた場合

合には、あつせん又は調停を行うものとする。

第六条 農民組合の代表者又は農林水産大臣は、次に掲げる場合には、価格等調整委員会に仲裁の申請をすることができる。

一 生産者米価の決定につき前条第二項のあつせん又は調停が行われていない場合において、第四条第一項の期日までに生産者米価を定めることができないおそれがあるとき。

二 生産者米価の改定につき前条第二項のあつせん又は調停が開始された後一月を経過して、なお生産者米価を改定することができないとき。

2 価格等調整委員会は、前項の申請があつた場合には、仲裁を行うものとする。

3 仲裁裁定に係る生産者米価は、次に掲げる基準により算定される価格を下つてはならないものとする。

一 米穀の生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨とする。

二 前号の米穀の生産費に含まれる自家労働の価額を他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準となるように評価すること。

4 仲裁裁定があつたときは、政府は、当該仲裁裁定に従い、第四条第一項の規定による生産者米価の決定又は同条第三項の規定による生産者米価の改定を行うものとする。

(食料の用に供するための米穀の政府売渡し)

第七条 政府は、その買入れた米穀を食料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、第十六条第一項の配給計画に従つて、第二十二條第三項の卸売販売業者又は政府の指定する者に売り渡すものとする。

(食料の用に供するための米穀の政府売渡しの価格)

第八条 前条の場合における米穀の政府の売渡しの価格は、政府が、総合食料審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、家計費及び物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計

を安定させることを旨として定める。

2 政府は、前項の規定により米穀の政府の売渡しの価格を定めようとするときは、国会の承認を受けなければならない。

3 政府は、第一項の規定により米穀の政府の売渡しの価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 第一項の規定により定められた米穀の政府の売渡しの価格は、経済事情の変動が著しい場合には、改定することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(飼料の用に供するための米穀の政府売渡し及びその価格)

第九條 政府は、その買入れれた米穀を飼料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札のうち農林水産大臣が選択する方法により売り渡すものとする。

2 前項の規定により米穀の売渡しをする場合の予定価格は、政府が、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、畜産物の需給及び価格その他の経済事情を参酌し、畜産業の経営を安定させることを旨として定める。

4 政府は、前項の規定により標準売渡価格を定めるときは、政令で定める米穀について、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 第三項の規定により定められた標準売渡価格は、経済事情の変動が著しい場合には、改定することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(麦等の政府買入れ及びその価格)

第十條 政府は、生産振興法第九條第一項に規定する計画に従い生産された大麦、はだか麦、小麦、大豆、とうもろこし、こりやんその他政令で定める主要食糧(以下「麦等」という)を、

政令で定めるところにより、その生産者の売渡しの申込みに応じて買入れなければならない。

2 第四條から第六條までの規定は、前項の場合における麦等の政府の買入れの価格について準用する。

(麦等の政府売渡し及びその価格)

第十一條 政府は、その買入れれた麦等(麦等を加工し、又はこれを原料として製造した製品を含む。以下この条において同じ)を、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札のうち農林水産大臣が選択する方法により売り渡すものとする。

2 前項の規定により麦等の売渡しをする場合の予定価格は、政府が、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、麦等を飼料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、家計費及び食料の用に供するための米穀の政府の売渡しの価格その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定め、麦等を飼料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、畜産物の需給及び価格その他の経済事情を参酌し、畜産業の経営を安定させることを旨として定める。

4 第九條第四項の規定は、前項の規定により標準売渡価格が定められた場合について準用する。

5 第三項の規定により定められた標準売渡価格は、経済事情の変動が著しい場合には、改定することができる。この場合においては、同項及び第九條第四項の規定を準用する。

(米穀及び麦等以外の主要食糧の政府買入れ及び政府売渡し並びにそれらの価格)

第十二條 政府は、必要があると認めるときは、米穀及び麦等以外の主要食糧の買入れ又は売渡しをすることが出来る。

2 前項の場合における米穀及び麦等以外の主要食糧の政府の買入れ又は売渡しの価格は、政府が、時価に準拠して定める。

(輸出入のために行う主要食糧の政府買入れ及び政府売渡し並びにそれらの価格)

しをすることが出来る。

2 前項の場合における米穀及び麦等以外の主要食糧の政府の買入れ又は売渡しの価格は、政府が、時価に準拠して定める。

(輸出入のために行う主要食糧の政府買入れ及び政府売渡し並びにそれらの価格)

第十三條 政府は、必要があると認めるときは、総合食料審議会の意見を聴いて、主要食糧の輸入を目的とする買入れ又は輸出を目的とする売渡しをすることが出来る。

2 前項の場合における主要食糧の政府の買入れ又は売渡しの価格は、政府が定める。

3 第一項の規定による主要食糧の政府の買入れは、食料自給力の維持及び強化のために確保されるべき国内生産を阻害することのないよう十分配慮し、同項の規定による主要食糧の政府の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行うものとする。

(主要食糧の政府貸付け等)

第十四條 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の貸付け又は交付をすることが出来る。

2 政府は、必要があると認めるときは、主要食糧の交換、加工又は製造をすることが出来る。

(主要食糧の政府備蓄)

第十五條 政府は、生産振興法第四條第一項に規定する計画に従つて、主要食糧の備蓄をしなければならない。

(食料用米穀の配給計画等)

て、配給計画を変更することが出来る。

3 農林水産大臣は、配給計画を定め、又はこれを変更したときは、政令で定めるところにより、都道府県知事に通知するものとする。

(食料用米穀の都道府県配給実施計画等)

第十七條 都道府県知事は、配給計画に即して、毎月、当該都道府県における食料用米穀の配給に関する実施計画(以下「都道府県配給実施計画」という)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県配給実施計画を定めるときは、これを市町村長に通知するとともに、第二十二條第三項の卸売販売業者に対し当該卸売販売業者が政府から買い受けることのできる食料用米穀の数量の割当てをするものとする。

(食料用米穀の市町村配給実施計画等)

第十八條 市町村長は、都道府県配給実施計画に即して、毎月、当該市町村における食料用米穀の配給に関する実施計画(以下「市町村配給実施計画」という)を定めるものとする。

2 市町村長は、市町村配給実施計画を定めるときは、第二十二條第三項の小売販売業者に対し当該小売販売業者が同項の卸売販売業者から買い受けることのできる食料用米穀の数量の割当てをするものとする。

(食料用米穀の小売販売業者及び消費者への売渡し)

第十九條 第二十二條第三項の卸売販売業者は、第十七條第二項の規定により割当てを受けた数量の食料用米穀を第二十二條第三項の小売販売業者の買受けの申込みに応じて売り渡すものとする。

2 第二十二條第三項の小売販売業者は、前条第二項の規定により割当てを受けた数量の食料用米穀を消費者の買受けの申込みに応じて売り渡すものとする。

(政令への委任)

第二十條 第十六條から前条までに規定するもののほか、食料用米穀の配給に関し必要な事項

は、政令で定める。

(米穀の集荷の業務の許可)

第二十一条 米穀の集荷の業務（米穀の生産者から米穀を集荷する業務及び当該業務を行う者から米穀を集荷する業務をいう）を行おうとする者は、政令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、これを受けようとする者が同項の業務を的確に遂行するに足りるものとして政令で定める要件を備える場合に、生産者からの米穀の適正かつ円滑な集荷を確保することを旨とするものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の許可を受けた者（以下「集荷業者」という。）の業務の運営について必要な基準を定めるものとする。

4 農林水産大臣は、前項の基準を遵守させ、その他集荷業者の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、集荷業者に対し、その者の業務に関し必要な改善措置を採るべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、集荷業者がこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいて行う処分違反したとき又は第二項の政令で定める要件を欠くに至つたときは、政令で定めるところにより、その許可を取り消し、又はその業務を停止し、若しくは制限することができる。

6 前各項に定めるもののほか、集荷業者の許可に関し必要な事項は、政令で定める。

(食料用米穀の卸売りの業務及び小売りの業務の許可)

第二十二条 食料用米穀の卸売りの業務又は小売りの業務を行おうとする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、これを受けようとする者が同項の業務を的確に遂行するに足りるものとして政令で定める要件を備える場合に、消費者に対する食料用米穀の適正かつ円滑な配給を確保す

ることを旨とするものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の許可を受けて食料用米穀の卸売りの業務を行う者（以下「卸売販売業者」という。）及び同項の許可を受けて食料用米穀の小売りの業務を行う者（以下「小売販売業者」という。）の業務の運営について必要な基準を定めるものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、卸売販売業者及び小売販売業者について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(米穀の政府への売渡しの勧告等)

第二十三条 農林水産大臣は、米穀の需給がひつ迫したことに伴い配給計画に即した食料用米穀の適正かつ円滑な配給を確保することが困難となつたときは、米穀の生産者に対し、その生産した米穀を政府に売り渡すべきことを勧告することができる。

2 政府は、前項の規定による勧告に従つて米穀を政府に売り渡した米穀の生産者に対し、政令で定めるところにより、出荷協力交付金を交付することができる。

(米穀の譲渡の制限)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により定める場合、米穀の生産者がその生産した米穀であつて市町村長の許可を受けた数量の範囲内のもので無償で譲り渡す場合その他農林水産大臣の指定する場合を除いて、何人も、米穀を政府以外の者に譲り渡してはならない。

(米穀の買受けの制限)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により定める場合及び農林水産大臣の指定する場合を除いて、何人も、営業の目的をもつて売り渡し又は使用するため米穀を政府以外の者から買受け受けてはならない。

(主要食糧の譲渡等に関する命令)

第二十六条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な

配給を確保し、その他この法律の目的を遂行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主要食糧の配給、加工、製造、譲渡その他の処分、使用、消費、保管及び移動に関し必要な命令をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、その他の命令を定めようとするときは、総合食料審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の規定により命令を定めるときは、その理由を公表しなければならない。

4 第一項の規定により命令を定めた場合において、当該命令の規定に対し不服がある者は、政令で定めるところにより、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。ただし、当該命令の規定について直接利害関係を有しない者は、この限りでない。

5 農林水産大臣は、前項の申し立てを受けたときは、五十日以内にこれについて決定をしなければならない。

6 農林水産大臣は、前項の決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該不服申立人に対して公開による聴聞を行わなければならない。

7 農林水産大臣は、第五項の決定をしたときは、当該命令を定めた者及び当該不服申立人に対し、これを通知しなければならない。

(主要食糧の価格等に関する命令)

第二十七条 政府は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主要食糧の価格、加工賃又は製造の料金に関し必要な命令をすることができる。

(主要食糧の輸出入の規制)

第二十八条 米穀又は麦等の輸出入又は輸入は、政令で定めるところを除いて、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の許可をしようとするときは、総合食料審議会の意見を聴かなければならない。

第三十三条第三項の規定は、農林水産大臣が第一項の許可をしようとする場合について準用する。

4 第一項の規定により農林水産大臣の許可を受けて米穀又は麦等を輸入した者は、その輸入した米穀又は麦等であつて政令で定めるものを政府に売り渡さなければならない。

5 前項の場合における政府の買入れの価格は、政府が定める。

6 政府は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、期間を指定して米穀及び麦等以外の主要食糧の輸出又は輸入を禁止し、又は制限することができる。

(主要食糧の関税の増減又は免除)

第二十九条 国は、必要があると認めるときは、主要食糧の関税を増減し、又は免除するため必要な措置を講ずるものとする。

(調査、報告及び検査)

第三十条 主要食糧の生産費、生産高、現在高及び移動の調査、家計費の調査その他主要食糧の管理を行うため必要な調査に関し必要な事項は、政令で定める。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、前項の調査を行うため必要な報告を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰

則に關する経過措置を含む。を定めることができる。

(地方公共団体の長への委任)

第三十二条 政府は、必要があると認めるときは、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところにより、主要食糧の管理に關し必要な事項を地方公共団体の長に委任することができる。

(米穀の需給がひつ迫した場合の措置)

第三十三条 米穀の需給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合において、配給計画に即した米穀の適正かつ円滑な配給の確保が相当の期間極めて困難となることにより、国民食糧の確保及び国民経済の安定に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律で定めるところにより、その事態を克服するために必要な措置を講ずるものとする。

(罰則)

第三十四条 第二十一条第一項の許可を受けないで同項の業務を行つた者又は第二十二条第一項の許可を受けないで同項の業務を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十一条第五項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による停止又は制限の処分に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
- 三 第二十五条の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項又は第二十七条の規定による命令に違反した者
- 五 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第六項の規定による禁止若しくは制限に違反した者

六 第二十八条第四項の規定に違反した者

2 前項第五号の場合においては、輸出し、又は

輸入した主要食糧であつて犯人が所有し、又は所持するものは、没収することができる。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十六条 第二十一条第四項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又はこの法律の規定による当該職員の見査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

この法律の施行期日並びにその施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

我が国の食糧をめぐる諸事情にかんがみ、総合的に食糧を管理するため、政府の買入れの対象となる主要食糧の範囲を拡大するとともに政府が買入れた主要食糧を飼料の用に供するために売り渡すことができるようにすること、主要食糧の政府の買入れの価格を政府が全国農民組合連合会との協議に基づき決定することその他その需給及び価格の調整並びに配給に必要な流通に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約一兆四千七百二十五億円の見込みである。

農民組合法案

農民組合法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 事業(第八条―第十条)
- 第三章 組合員及び会員(第十一条―第十五条)
- 第四章 管理(第十六条―第三十一条)
- 第五章 設立(第三十二条―第三十六条)
- 第六章 解散及び清算(第三十七条―第三十九条)
- 第七章 監督(第四十条―第四十三条)
- 第八章 罰則(第四十四条―第四十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農民が団結して農産物の価格等についての政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者との交渉、農産物及び農業資材の価格その他の取引条件についての団体協約の締結等を行うため自主的に組織する農民組合について定め、もつて農民の社会的経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(種類)

第二条 農民組合は、市町村農民組合、都道府県農民組合連合会及び全国農民組合連合会とする。

(名称)

第三条 農民組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

- 一 市町村農民組合にあつては、農民組合
- 二 都道府県農民組合連合会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する農民組合連合会
- 三 全国農民組合連合会にあつては、全国農民

組合連合会

2 農民組合でないものは、その名称中に、市町村農民組合、都道府県農民組合連合会又は全国農民組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

(法人格及び住所)

第四条 農民組合は、法人とする。

2 農民組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(地区)

第五条 市町村農民組合の地区は、市町村(特別区のある地にあつては、特別区)の区域に、都道府県農民組合連合会の地区は、都道府県の区域に、全国農民組合連合会の地区は、全国の区域による。

(登記)

第六条 農民組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との関係)

第七条 農民組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条第一号の要件を備える組合とみなす。

第二章 事業

(交渉等の事業)

第八条 農民組合は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合員(都道府県農民組合連合会又は全国農民組合連合会にあつては、その連合会を直接又は間接に構成する市町村農民組合の組合員。以下この条において同じ。)が生産する農産物の価格その他の事項についての法令の規定に基づいて行う政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者との交渉
- 二 前号に掲げるもののほか、組合員の社会的

経済的地位の向上を図るために行う交渉

三 組合員が生産する農産物の価格その他の取引条件についての団体協約の締結

四 組合員が購入する農業資材の価格その他の取引条件についての団体協約の締結

五 前各号の事業に附帯する事業

2 農民組合の代表者が、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者に対し、政令で定めるところにより、前項第二号の交渉をしたい旨を申し出たときは、これらの者は、誠意をもつてその交渉に応ずるよう努めるものとする。

3 農民組合の代表者が、組合員と取引関係がある事業者（小規模の事業者として政令で定めるものを除く。）に対し、その取引条件について、政令で定めるところにより、第一項第三号又は第四号の団体協約（以下「団体協約」という。）を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、当該事業者は、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

4 団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、書面をもつてすることにより、その効力を生ずる。

5 団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約であつて、その内容が団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものと同みなす。

（あつせん、調停又は仲裁）

第九條 前条第一項第一号の交渉の対象たる農産物の価格につき協議が調わないときは、別に法律で定めるところにより設置する価格等調整委員会（次条において単に「価格等調整委員会」という。）が、法令の規定に基づいて、あつせん、調停又は仲裁を行うものとする。

第十條 第八條第三項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、価格等調

整委員会に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2 価格等調整委員会は、前項の申請があつた場合において経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、速やかにあつせん又は調停を行うものとする。

3 価格等調整委員会は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を付して公表することができる。

第三章 組合員及び会員

（組合員又は会員の資格）

第十一條 市町村農民組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、当該市町村農民組合の地区内に住所を有するものとする。

一 耕作、養蚕又は養蚕の業務を営む者（都府県にあっては十アール、北海道にあっては三十アール未満の農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。第三十二条第二項において同じ。）につき耕作の業務を営み、又は政令で定める規模の養蚕若しくは養蚕の業務を営む者であつて、規約で定めるものを除く。次号において「有資格農業者」という。）

二 有資格農業者の配偶者又は同居の親族であつて、当該有資格農業者の営む耕作、養蚕又は養蚕の業務に従事するもの（その業務に従事する日数が規約で定める日数に達しない者を除く。）

2 都道府県農民組合連合会の会員たる資格を有する者は、当該都道府県農民組合連合会の地区の一部を地区とする市町村農民組合とする。

3 全国農民組合連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県農民組合連合会とする。

（議決権及び選挙権）

第十二條 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

（経費の賦課）

第十三條 農民組合は、規約で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて農民組合に対抗することができない。（加入）

第十四條 組合員たる資格を有する者が農民組合に加入しようとするときは、農民組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。（脱退）

第十五條 組合員は、任意に脱退することができる。

2 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

3 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、農民組合は、その総会の日の五日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないければならない。

一 経費の支払その他農民組合に対する義務を怠つた組合員

二 農民組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

3 その他規約で定める事由に該当する組合員

4 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することとできない。

第四章 管理

（規約）

第十六條 農民組合の規約には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入又は脱退に関する規定

七 経費の分担に関する規定

八 総会に関する規定

九 役員に関する規定

十 事業年度

十一 公告の方法

（役員）

第十七條 農民組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、規約で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも四分の三は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも四分の三は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならぬ。

5 役員選挙は、無記名投票によつて行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

（役員任期）

第十八條 役員任期は、三年以内において規約で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

（監事の兼職の禁止）

第十九條 監事は、当該農民組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

（理事の義務）

第二十條 理事は、法令、規約及び総会の決議を遵守し、農民組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(総会の招集)

第二十一条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第二十二条 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第二十三条 理事の職務を行う者がなく、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(規約等の備付け及び閲覧)

第二十四条 理事は、規約及び組合員の名簿を、並びに十年間総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員は、理事に対し前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(事業報告書の提出、備付け及び閲覧)

第二十五条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項に掲げる書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員解任)

第二十六条 役員は、規約で定めるところにより、総会において解任する。

(役員についての民法等の準用)

第二十七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十

三条から第五十五条まで、第五十七条及び第六十一条第一項の規定は理事について、第二十条及び民法第五十九条の規定は監事について準用する。この場合において、民法第五十七条中「前条ノ規定」とあるのは、「総会ノ決議」と読み替へるものとする。

(総会の議決事項)

第二十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 三 経費の賦課及び徴収の方法
- 四 その他規約で定める事項

2 規約の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十四条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(総会の議事)

第二十九条 総会の議事は、この法律又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

(特別の議決)

第三十条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 規約の変更

二 組合員の除名

2 農民組合の解散は、総組合員の議決権の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

(総会についての民法の準用)

第三十一条 民法第六十二条、第六十四条及び第六十六条の規定は、総会について準用する。

第五章 設立

(発起人)

第三十二条 市町村農民組合を設立するには、その組合員にならうとする十五人以上の者が、発起人となることを要する。

2 市町村農民組合は、その組合員たる資格を有

する者のうち、都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営むもの及び養蚕又は養蠶の業務(第十一條第一項第一号の政令で定める規模のものを除く)を営むものの総数の三分の一以上が組合員となるのであれば、設立することができる。

3 都道府県農民組合連合会又は全国農民組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の市町村農民組合又は都道府県農民組合連合会が発起人となることを要する。

4 都道府県農民組合連合会又は全国農民組合連合会は、その会員たる資格を有する者の三分の二以上が会員となるのであれば、設立することができる。

(創立総会)

第三十三条 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、創立総会の日二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができ。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつてその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 第十二条及び民法第六十六条の規定は、創立総会について準用する。

(設立の認可)

第三十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書類を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 行政庁は、前項の認可の申請が次の各号に適

合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

一 第三十二条第二項又は第四項に規定する設立要件を備えていること。

二 設立の手續及び規約の内容が法令に違反していないこと。

(理事への事務引継)

第三十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第三十六条 農民組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)

第三十七条 農民組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 破産
- 三 規約で定める解散の事由の発生
- 四 第四十二条第一項の規定による解散の命令

2 農民組合は、前項第一号又は第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(清算)

第三十八条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(解散等についての民法等の準用)

第三十九条 民法第七十二条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八條から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は農民組合の解散及び清算につい

て、第十九条から第二十五条まで並びに民法第四十四条第一項、第五十七条及び第六十一条第一項の規定は清算人について準用する。この場合において、民法第五十七条中「前条ノ規定」とあるのは「総会ノ決議」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農民組合法第三十八条」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(行政庁による報告の徴収)

第四十条 行政庁は、農民組合から、その農民組合が法令若しくは規約を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は農民組合に対し、その組合員、役員その他農民組合の一般的状态に関する資料であつて農民組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

(法令等の違反に対する措置)

第四十一条 行政庁は、前条の規定による報告を徴した場合において、当該農民組合の業務が法令又は規約に違反すると認めるときは、当該農民組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(解散命令)

第四十二条 農民組合が次の各号の一に該当するときは、行政庁は、農民組合の解散を命ずることが出来る。

一 第三十二条第二項又は第四項に規定する設立要件を欠くに至つたとき。

二 農民組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該農民組合に対し、あらかじめ、その旨を理由を付して通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(所管行政庁)

第四十三条 この法律中行政庁とあるのは、都道府県農民組合連合会及び全国農民組合連合会については農林水産大臣、市町村農民組合につい

ては都道府県知事とする。

第八章 罰則

第四十四条 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 農民組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その農民組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その農民組合に対して同項の罰金刑を科する。

第四十五条 次に掲げる場合には、農民組合の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて農民組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第六条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十四条の規定に違反したとき。

四 第十五条第三項後段の規定に違反したとき。

五 第十九条(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第二十一条から第二十三条まで(これらの規定を第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

七 第二十四条又は第二十五条(これらの規定を第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第三十七条第二項の規定に違反したとき。

九 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十一 第三十九条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第四十六条 第三条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

この法律の施行期日並びにその施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

農民の社会的経済的地位の向上を図るため、農民が団結して農産物の価格等についての政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者との交渉、農産物及び農業資材の価格その他の取引条件についての団体協約の締結等を行うために自主的に組織する農民組合について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年八月十一日印刷

昭和五十九年八月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局